

第2次さっぽろ都市農業ビジョン

中間評価報告書



令和3年(2021年)11月 札幌市

目 次

第 1 中間評価報告の概要	1
1 趣旨と概要	1
2 実施内容	3
第 2 前期の振り返り（平成 28 年度～令和 2 年度）	4
1 札幌の現況	4
2 市の主な取組	7
3 社会情勢の変化	10
第 3 目標の進捗状況（平成 28 年度～令和 2 年度）	11
1 基本理念の進捗状況	11
2 基本的な方向の進捗状況	13
3 前期アクションプランの達成状況	17
4 前期取組の状況	23
第 4 第 2 次さっぽろ都市農業ビジョンの方向と施策の展開	30
1 基本理念	30
2 基本的な方向	30
第 5 後期アクションプランの設定（令和 3 年度～ 7 年度）	31
1 達成目標	31
2 取組	33
第 6 ビジョンの進行管理	43
第 7 資料編	44
1 札幌の農業の推移	44
2 市民意識調査（平成 27 年度調査と令和 2 年度調査の比較）	49
3 国の動向	50

1 趣旨と概要

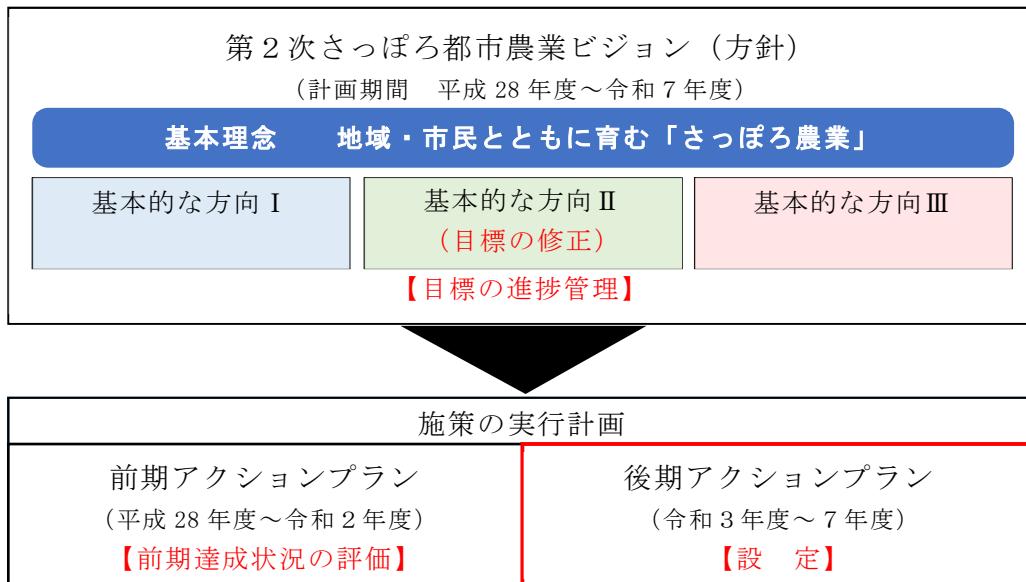
第2次さっぽろ都市農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、平成28年度から令和7年度までの10年間の札幌の農業を展望し、札幌市農政における基本的な方向性を示す中・長期的な計画である。令和2年度は計画期間の中間年にあたることから、中間評価報告を行う。

中間評価報告の概要は下のイメージ図のとおり、ビジョンの基本理念及び基本的な方向は、2020年農林業センサス^{*1}や国の動向等、策定以降の様々な状況（第2及び参考資料参照）を勘案しても変わるものではなく、推進する方向であることから、ビジョン自体の見直しは行わない。引き続き、図1の農業施策の体系に基づき、各種取組を進める。

前期（平成28年度～令和2年度）の基本理念、基本的な方向の進捗管理を行い、「前期施策の実行計画」（以下「前期アクションプラン」という。）の達成状況を評価して「後期（令和3年度～7年度）施策の実行計画」（以下「後期アクションプラン」という。）を設定することにより、後期の計画推進に資するものとする。

後期アクションプランは、前期アクションプランを継続することを基本とし、関係制度の変更に伴う修正及び新たな取組の追加等について、時点修正することにより設定するとともに、基本的な方向Ⅱの目標『「さっぽろとれたてっこ」の認証取得農家の割合』については、さっぽろとれたてっこ制度の変更に伴い新たな目標を設定する。

（中間評価報告のイメージ）



※1 2020年農林業センサス：日本の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握するため5年毎に農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に実施される国の調査で、数値は令和2年2月1日現在の値。前回は平成27年に実施され、ビジョン策定の際の参考資料として使用している。

基本理念 地域・市民とともに育む「さっぽろ農業」

- 地域単位でのきめ細やかな担い手の育成
- 新鮮で安全・安心な農産物を持続的に生産、供給する体制づくり
- 地域の歴史や文化、風土特性に合わせた多様な農業展開

基本的な方向

取組の方針

I 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」

- 中核的な担い手の経営改善
- 新規就農者に加え、企業や団体など意欲ある多様な担い手の育成
- 担い手への農地の集積、集約
- 地域性を考慮した農地の保全と活用（多面的な機能を維持）

(1) 多様な農業の担い手の育成・確保

- 【施策①】中核的な担い手のさらなる経営の安定強化
- 【施策②】小規模経営農業者の持続的営農の確保
- 【施策③】新規就農者の育成・確保
- 【施策④】多様な担い手の農業参入の促進
- 【施策⑤】女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくり

(2) 農地の保全と活用

- 【施策①】農地の利用集積、集約の促進
- 【施策②】遊休農地の利活用の促進
- 【施策③】市街化区域および周辺農地の活用

II 市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」

- 農産物の生産や流通、販売の確保
- 食関連企業との連携による加工品開発の促進

(1) 農業経営の安定強化（生産力と販売の強化）

- 【施策①】特色ある農産物の生産振興
- 【施策②】安全・安心向上の取組や環境保全型農業の推進
- 【施策③】地産地消による流通拡大支援

(2) 地区ごとの農業の個性を生かした多様な取組の推進

- 【施策】地域の特性を生かした農業の推進

III 市民の農ある暮らしにつながる「さっぽろ農業」

- 農的体験活動の機会の提供やそれらをサポートする人材の確保
- 市民と農業者との交流や相互に情報交換できる機会の確保
- 市民との協働による豊かな農ある暮らしの確保

市民の農業に対する理解促進

- 【施策①】市民の農的体験活動の推進
- 【施策②】市民と農業者の交流機会の創出
- 【施策③】農業者、関係機関、消費者の相互理解の促進

(資料：ビジョン P26)

図1 農業施策の体系（継続）

2 実施内容

中間評価報告を行う手順は、以下のとおり。

- ①前期5年間における基本理念及び基本的な方向の進捗状況、前期アクションプランの達成状況を取りまとめて評価し、後期の取組の方向性を確認する。
- ②①に基づき、関係制度の変更等により、修正が必要なものについて検討し、新たに追加すべき取組等について整理したうえで、後期アクションプランを設定する。
- ③①及び②を中心評価報告書（案）として取りまとめ、第2次さっぽろ都市農業ビジョン推進懇話会^{※2}（以下「懇話会」という。）で委員の意見を聞き、反映させたものをビジョンの中間評価報告書として公表する。

なお、中間評価報告書のうち後期アクションプランに係る箇所を再編し、別途、後期の実行計画として周知する。

※これまで、毎年度末に当該年度の進捗状況を懇話会に報告し、結果を公表してきたが、令和2年度の進捗状況については、中間評価報告のうち前期の取りまとめに含めて報告するものとする。

※2 第2次さっぽろ都市農業ビジョン推進懇話会：ビジョンの推進にあたり、専門的な立場及び農業者の立場からの意見を徴するため設置される組織。学識経験者、農業関係団体の代表、農業者等から9名以内で組織される。中間評価報告書については、懇話会（書面会議、令和3年7月27日から8月12日まで）において出された意見を反映している。

第2

前期の振り返り（平成 28 年度～令和 2 年度）

1 札幌の現況

(1) 農家戸数

令和 2 年調査の札幌の総農家数は 627 戸（図 2-1 参照）で、そのうち販売農家^{※3}は 347 戸、自給的農家^{※4}は 280 戸となっている。総農家数は年々減少しており、平成 27 年調査の 807 戸と比較すると 180 戸（▲22.3%）の減少となり、減少に歯止めがかかる状況となっている。

内訳は、販売農家が 114 戸（▲24.7%）、自給的農家が 66 戸（▲19.1%）減少し、販売農家の減少がより深刻である。

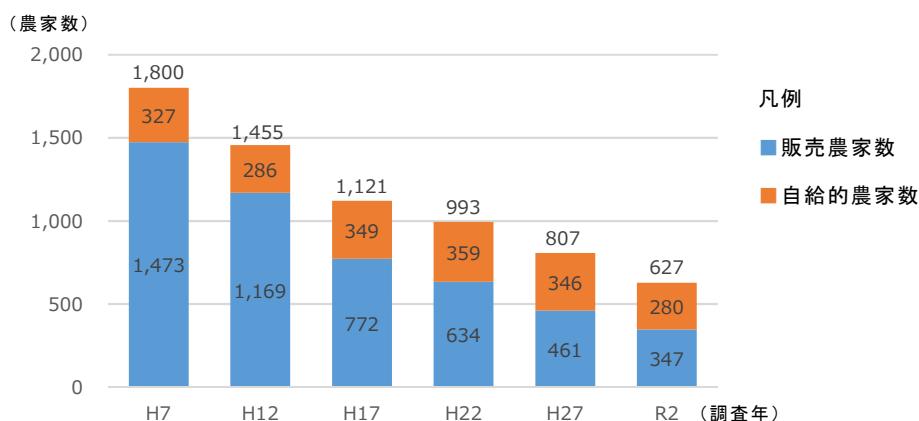


図 2-1 農家数の推移

（資料：農林業センサス）

(2) 基幹的農業従事者数と平均年齢の推移

令和 2 年調査の札幌の基幹的農業従事者^{※5}数（図 2-2 参照）は 593 人で、平成 27 年調査の 842 人と比べると 249 人（29.6%）減少している。また、基幹的農業従事者数の平均年齢は 65.9 歳で、平成 27 年調査と比べて 1.2 歳、平成 17 年調査と比べて 1.5 歳上昇している。

※3 販売農家：経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家。

※4 自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家。

※5 基幹的農業従事者：15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。ビジョンでは「農業就業人口」を参考として人数と平均年齢の推移をみたが、2020 年農林業センサスで調査項目から削除されたため、近いデータとして「基幹的農業従事者」を採用した。

令和2年調査の札幌の基幹的農業従事者数（図2-3参照）を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者が占める割合（緑色）は、61.0%と高く、年々高齢化が進んでいく。地域的には、石狩管内が47.3%、北海道40.6%であり、札幌は北海道の中でも高齢者が占める割合が高い。

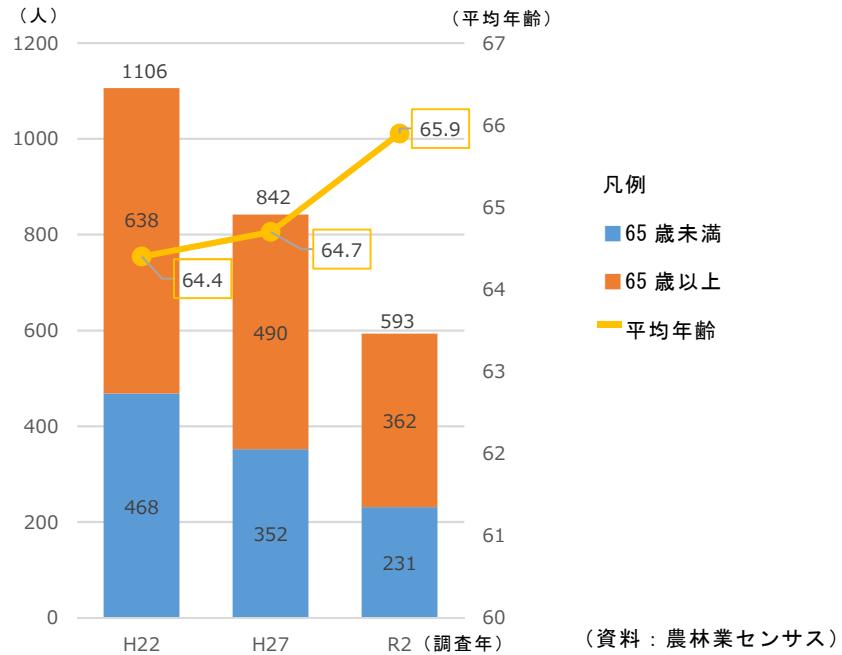


図2-2 基幹的農業従事者数と平均年齢の推移

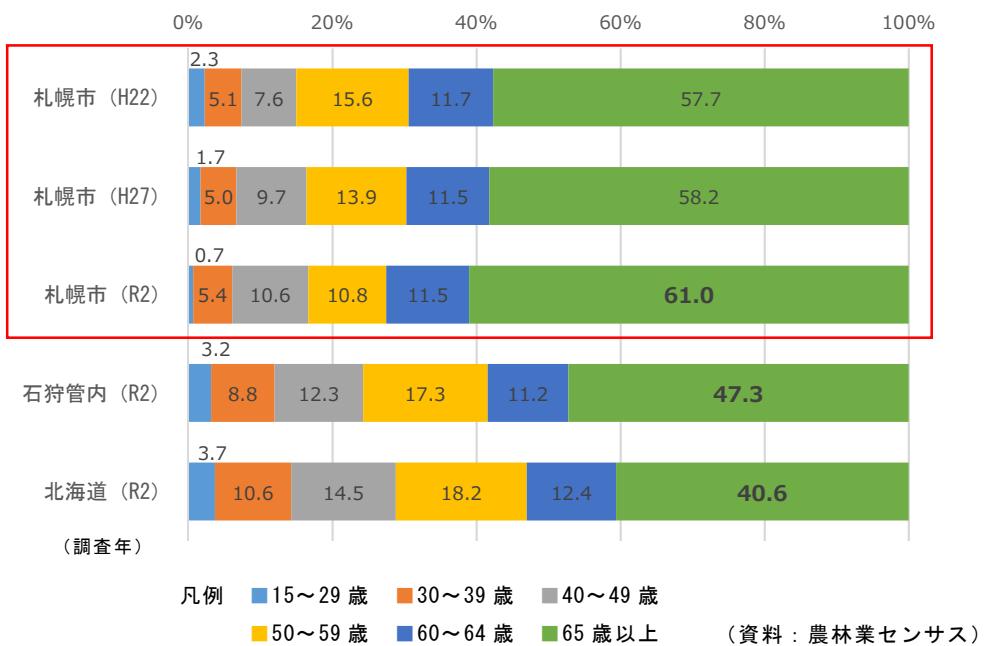


図2-3 年齢階層別基幹的農業従事者数の割合

(3) 農地面積

札幌の経営耕地面積^{※6}（図 2-4 参照）は年々減少しており、令和 2 年調査は 1,480ha で、平成 27 年調査の 1,698ha と比較すると 218ha (▲12.8%) 減少した。一方、農家 1 戸あたりの経営耕地面積はこれまで 2.0~2.1ha と横ばいで推移していたが、令和 2 年は 2.4ha で、増加へ転じた。図 2-5 のとおり、規模が大きい農家の割合が年々増加していることなどによると考えられる。

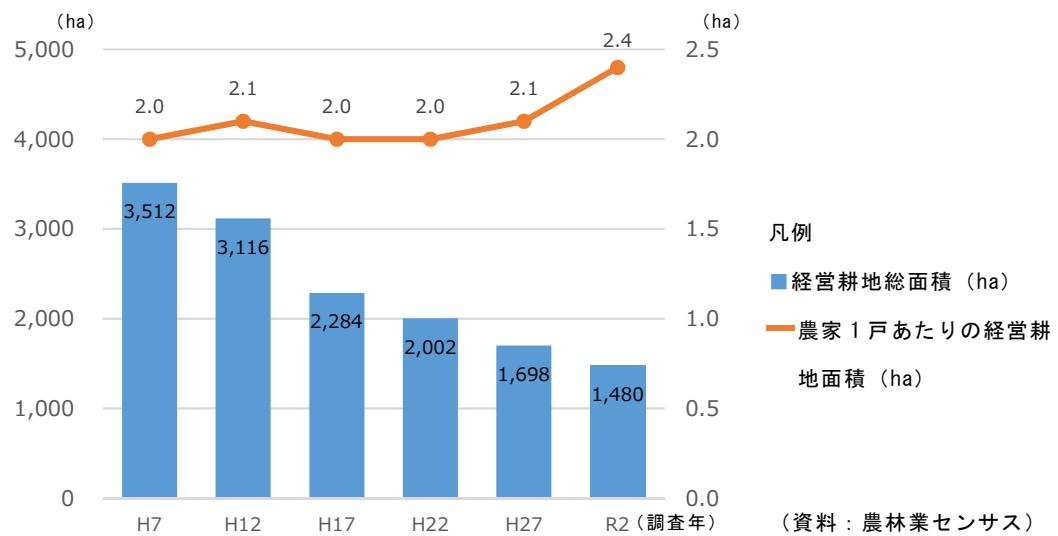


図 2-4 経営耕地面積の推移

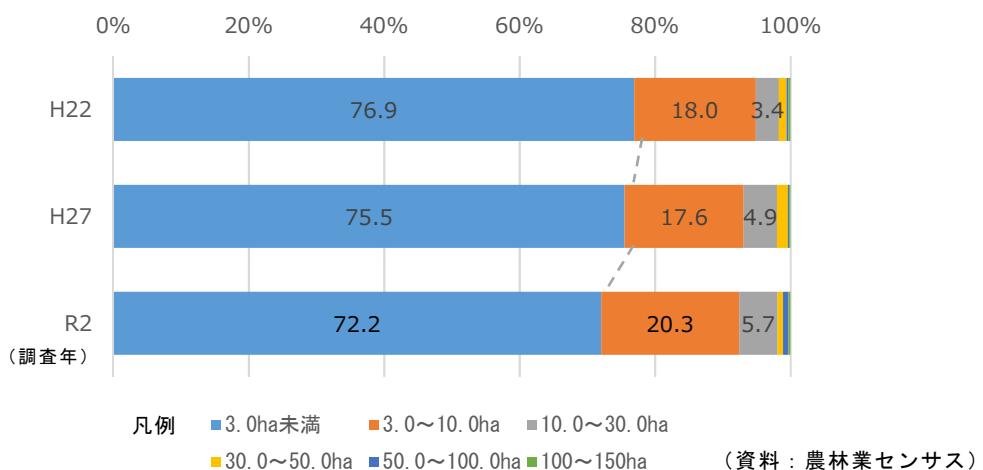


図 2-5 経営耕地面積規模別農業経営体数

※ 6 経営耕地面積：農林業経営体が経営している耕地を経営耕地といい、経営耕地面積は、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計をいう。

2 市の主な取組

(1) さっぽろとれたてっこ制度

札幌産農産物の地域ブランド化を目指し、販売促進の面から支援するため、令和元年5月、さっぽろとれたてっこ認証制度^{※7}を産地表示制度「さっぽろとれたてっこ制度」（以下「とれたてっこ制度」という。）に変更した。



さっぽろとれたてっこ
のロゴマーク

今後も安全・安心な農産物への取組を支援するとともに、さっぽろとれたてっこのロゴマーク（以下「とれたてっこマーク」という。）の活用により、札幌の農産物を広く市民に知ってもらうことで地産地消の拡大を進めていく。

(2) まちなかマルシェ

新規就農者や小規模経営農業者の経営安定に資する販路確保対策の一つとして、平成30年度からスタートした。市内の農家が複数出店し、円山公園等直売に有利な市街地でマルシェを開催している。農家が対面販売を行うことで札幌の農業をPRする機会にもなっている。

(3) 6次産業化の支援

国は6次産業化^{※8}の市場規模拡大に向け、平成30年3月、食料産業・6次産業化交付金制度を創設し、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備を支援している。

札幌市（以下「市」という。）においても、農畜産物の価値を高め、農業者の所得を増大させることにより農業経営の安定強化等に資するため、同年6月に「食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要領」を制定し、農業者が農家レストラン等を建設する際の支援をスタートした。農業者が自ら耕作する土地に直売所や加工販売所を整備するための「札幌市都市と農業の共存に資する農業交流関連施設認定制度」^{※9}と併せて6次産業化に取り組む農業者を支援していく。

※7 さっぽろとれたてっこ認証制度：札幌市農業振興協議会^{*}が一定の基準に基づき認証した農業者が生産した農産物やその加工品を「さっぽろとれたてっこ」と呼び、ブランドとして普及する取組。

（札幌市農業振興協議会：生産者、農業団体及び関係行政機関との連携により、生産、流通の改善と市民に対する農業理解の促進を図り、農業経営の持続的安定に努めることを目的に設立した協議会。構成員は、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、石狩農業改良普及センター、公益社団法人札幌消費者協会、札幌市。）

※8 6次産業化：農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

※9 札幌市都市と農業の共存に資する農業交流関連施設認定制度：市民と農業の多面的な結びつきを積極的に支援するため、都市と農業の交流を図る上で設置が必要であると認められる施設の取扱いを定めたもの。市街化調整区域に設置する農畜産物直売所や農家レストラン、農畜産体験施設などを農業交流関連施設という。

(4) 里山活性化推進事業

里山^{※10}における森林と農地の一体的な保全・活用を行うため、令和元年度から里山活性化推進事業をスタートした。森林と農地がおりなす豊かな自然環境等、里山の特色ある地域資源を活用し、農林業者や市民等が連携して行う、地区ごとの取組を支援していく。

(5) 鳥獣被害防止の取組

エゾシカ、アライグマなど有害鳥獣による農業被害を軽減するため、鳥獣被害防止特措法^{※11}に基づき、「札幌市鳥獣被害防止計画」を策定（第1期（平成27～29年度）、第2期（平成30～令和2年度））。国の支援を活用し、農業者向けに箱わなの貸出や鳥獣害対策のための講習会等を行い、JAや農業者等と連携して有害鳥獣被害防止対策に取り組んでいる。また、エゾシカ、ヒグマ等の農地への侵入を防ぐため、札幌市農業基盤整備事業において、電気柵等の購入費用の一部を助成している。

(6) 農地中間管理事業と人・農地プラン

農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、令和元年5月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）が改正され、農地中間管理事業^{※12}に係る手続きの簡素化、農地中間管理機構と農業委員会、その他の関係機関との連携強化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可の要件への追加等の措置が講じられた。

上記の法改正に基づき、人・農地プラン^{※13}の実質化の促進及びそれに向けた基盤整備等に関わる法律の改正も進められている。市では、令和元年11月に手続きに関する工程表を公表し、令和3年中に向け、同法第26条2に定められた手続きによる、いわゆる「人・農地プランの実質化」を進めている。

※10 里山：主に森林と農地で構成され、人の手が入ることで維持されている、市街地周辺の自然豊かな地域をいう。

※11 鳥獣被害防止特措法：鳥獣被害防止のための施策を総合的かつ効率的に推進し、農林水産業の発展・農林漁村地域の振興に寄与することを目的として、制定された法律。「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）。被害防止計画を定めた市町村に対して、国から補助事業などによる支援など、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられる。

※12 農地中間管理事業：農地中間管理事業の推進に関する法律により都道府県知事が指定する「農地中間管理機構」が農地を借り受け、まとまった形で農地利用の集積・集約化を目指す扱い手に貸し付ける事業。北海道では、公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構に指定されている。

※13 人・農地プラン：農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など地域が抱える「人」と「農地」の課題解決のため、まとまりのある区域ごとに今後の地域農業のあり方などを整理し、解決するための計画。

また、札幌市農業再生協議会^{*14}では、農地利用集積円滑化事業^{*15}により農地の効率的な利用と集積を促進してきたが、その役割を農地中間管理機構（北海道農業公社）が担うこととなり、令和2年3月末で農地中間管理事業へ統合一体化された。引き続き、農地中間管理機構と連携して農地の利用集積を進めていく。

(7) 農地利用最適化推進委員制度

平成28年4月、「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）により、農業委員会の業務について、これまでの農地法に基づく権利移動の許可等に加え、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」の推進が必須業務として位置付けられた。これにより、農業委員と同じく推薦、公募を実施して農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進委員」が新設された。本市の推進委員の定数は17人で、担当する区域を定め活動している。

14 札幌市農業再生協議会：農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能^{}を維持するため、経営所得安定対策や担い手の育成、確保及び農地の保全と有効活用などに関する取組を総合的に推進し、札幌市の特色ある都市農業の発展に資することを目的とする。構成員は、札幌市農業委員会、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、みなみ北海道農業共済組合、札幌市生産者組織連絡協議会、札幌市。

（農業の多面的機能：農産物を供給する機能のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動が行われることにより生ずる機能のこと。「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）第3条による。）

*15 農地利用集積円滑化事業：農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）に基づき、市町村の承認を受けた者が農地の所有者から委任を受けて、代理して農地の貸付を行う事業。市では、札幌市農業再生協議会が事業を実施してきた。

3 社会情勢の変化

平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震や全国的に頻発する豪雨災害等の自然災害により、食料の安定供給のリスクが高まっており、食の安全や農業の重要性が見直されている。

また、令和 2 年 2 月に市内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな変化をもたらし、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用等、新しい生活様式が浸透した。令和 2 年度は、多くの人が密になりやすいイベント等は中止が相次いだが、3 密を避けやすい野外での農業体験参加者数は増加しており、身近な場所での野外活動に対して関心が高まっている。

第3 目標の進捗状況（平成28年度～令和2年度）

1 基本理念の進捗状況

①目標と実績

目標) 札幌産農産物を「購入している」市民の割合

当初 (H27)	実績 (R2)	目標 (R7)
50.4%	67.4%	80%

②調査方法

市民5,000人を対象としたアンケート調査（市民意識調査※16）において、概ね5年毎に調査項目「札幌の農業について」を設定して調査を実施している。このうち、札幌産農産物の購入状況及び購入意欲に関する問い合わせに対し、「積極的に購入している」、または「たまに購入することがある」と回答した市民の割合を合わせて、『札幌産農産物を「購入している」市民の割合』として集計する。（市民意識調査の結果及び平成27年度調査と令和2年度調査の比較はP49図7-8参照）

③進捗状況

図3-1のとおり、札幌産農産物を購入している人の割合は、平成27年度調査では50.4%と約半数にとどまったが、令和2年度調査では67.4%となり、17ポイント増加した。反対に、購入していない人は、平成27年度調査では46.4%だったが、令和2年度調査では27.4%と19ポイント減少した。

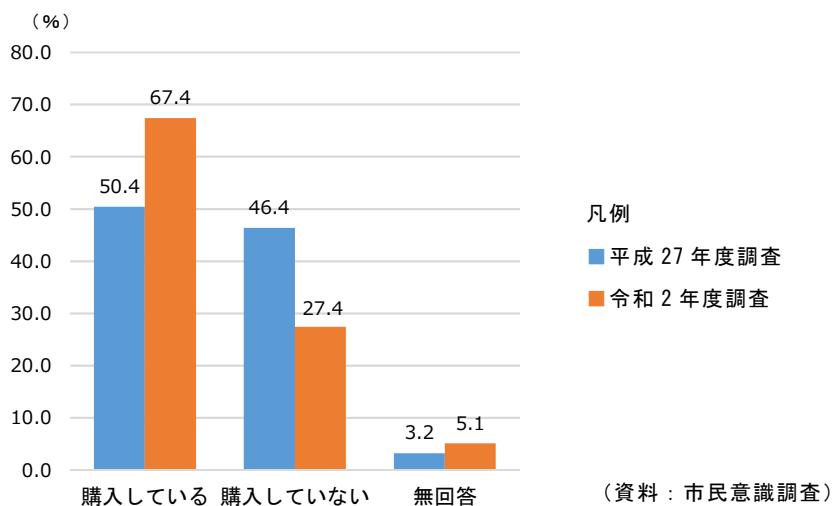


図3-1 札幌産農産物を「購入している」市民の割合

※16 市民意識調査：市の各種施策や事業について、市民の意識や関心・要望等を把握し、施策推進の参考としていくとともに、施策の効果・周知度の測定やPRを行うことで、市政への関心を高める契機とすることを目的として市が実施している調査。18歳以上の市民男女5,000人を対象とする。旧称「市民アンケート」。

回答数は、平成27年度調査が2,545人、令和2年度調査が2,933人。調査期間は令和2年6月26日から7月10日まで。

④課題

- ・札幌産農産物を購入していない人のうち、「購入したいがどこで販売されているのかわからない」と答えた人が最も多く、約6割を占めており、情報発信が重要な課題の一つとなっている（P15 図3-3 参照）。
- ・「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号。通称、六次産業化・地産地消法。）の制定により、学校給食における地場産物の使用割合を目標に掲げて取組を進めるなど、社会全体で地産地消に取り組む流れがある。引き続き、地産地消の取組を推進することが必要。
- ・平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震等の度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大による輸入への影響等を受け、食の安全や安定供給がさらに重要となっている。

⑤今後の方策

- ・札幌産農産物を購入する市民の割合が順調に伸びていることから、引き続き後期アクションプランに着実に取り組み、目標の達成を目指す。
- ・購入したい人が札幌産農産物を購入することができるよう、さらに情報発信を進めしていく。

2 基本的な方向の進捗状況

基本的な方向 I 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」

①目標と実績

目標) 意欲ある多様な担い手の農地利用面積割合

当初	実績					目標
	H27	H28	H29	H30	R1	
60.7%	61.4%	63.4%	71.3%	74.8%	71.3%	80%

②調査方法

農林業センサスにおける経営耕地面積のうち、意欲ある多様な担い手^{※17}へ集積されている農地の面積が占める割合（%）とする。

③進捗状況

計画当初は60.7%であったが、割合は年々大きくなり、令和2年度には71.3%と10.6ポイント増加した。

④課題

- ・担い手への農地集積が進み、目標に近づいたが、担い手の高齢化が進行しており、離農等により状況が一変する恐れもあることから、引き続き、多様な担い手への各種支援を行い、担い手の農地利用面積割合を上げていく必要がある。
- ・図3-2（青色）のとおり、札幌は6割を超える農家が小規模経営農家（農産物販売金額が300万円未満）であることから、規模が大きい担い手だけでなく小規模農家への支援も重要である。（詳細は、P45 図7-3「農産物販売金額規模別農家数の構成の推移」参照）

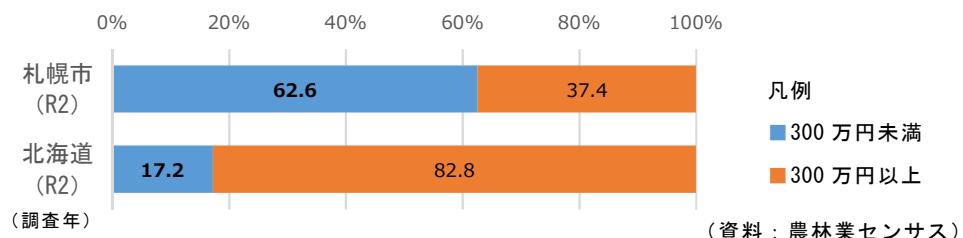


図3-2 農産物販売金額が300万円未満の農家の割合

※17 意欲ある多様な担い手：国が「担い手」とする、認定農業者※、認定新規就農者※、他市町村の認定農業者及び認定新規就農者、基本構想水準到達者※に加え、今後育成すべき農業者（中核農家※、旧認定新規就農者）、認定農業者以外の農外参入企業等とする。
(※の解説はP14参照)

平成30年度の実績報告までは「意欲ある多様な担い手」の範囲が定まっておらず、以降の集計が難しくなったことから、あらためて上記定義に基づき、H27～R2実績を集計しなおした。後期もこの定義に基づいて進捗管理していく。

⑤今後の方策

- ・引き続き、担い手の安定強化や新規就農者の育成・確保、農地の保全と活用に取り組む。
- ・多様な担い手（農福連携や企業参入、半農半X等）の農業参入を支援する。

-
- ・**認定農業者**：農業経営基盤強化促進法に基づき、自主的に「農業経営改善計画」を作成し、市町村に提出、計画の認定を受けた農業者。農地利用・資金・税制面等の支援を受けることができる。
 - ・**認定新規就農者**：農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を開始する青年等が「青年等就農計画」を作成し、市に提出、市が認定する。青年等就農資金、農業次世代人材投資事業のほか、様々な支援を受けることができる。
 - ・**基本構想水準到達者**：年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる個人または法人及び農業経営改善計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している個人又は法人。
 - ・**中核農家**：市独自の「中核農家登録制度」により、経営に意欲的な農業者が市に申請し、市が登録。種々の事業を優先的に実施する地域農業の担い手として位置付けている。

基本的な方向Ⅱ 市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」

①目標と実績

目標) さっぽろとれたてっこ認証取得農家の割合

当初	実績					目標
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R7
36.9%	37.1%	37.7%	37.1%			100%

②調査方法

実績は、販売農家数のうちさっぽろとれたてっこ認証取得農家数が占める割合(%)とする。

③進捗状況

- ・さっぽろとれたてっこ認証制度は平成19年度からスタートし、認証取得農家数が占める割合は37.7%まで増加したが、前期の平成28年度から平成30年度までは、ほぼ横ばいであった。
- ・地域ブランドとしてとれたてっこマークをより効果的に活用し、販売促進の面から支援していくため、令和元年度に産地表示制度「とれたてっこ制度」に変更し、札幌の農産物全てを「さっぽろとれたてっこ」と呼ぶこととした。

④課題

- ・前出の市民意識調査（令和2年度調査）の札幌産農産物の購入状況について、札幌産農産物を購入していないと回答した人は27.4%であった。購入していない理由は図3-3のとおりで、「購入したいが、どこで販売されているのかわからぬい」（橙色）と答えた人が約6割と最も多いことから、札幌産農産物について、さらに情報発信していく必要がある。

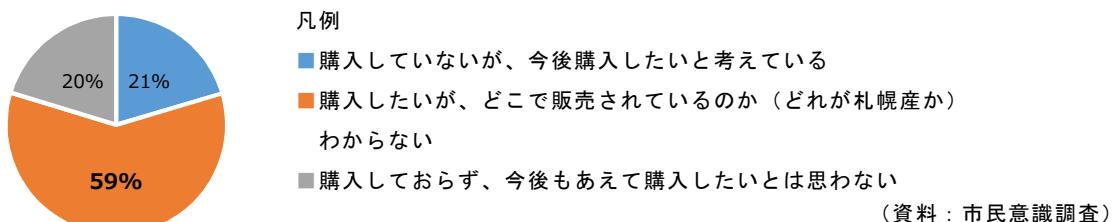


図3-3 札幌産農産物を購入していない理由

⑤今後の方策

- ・とれたてっこノボリを掲げる場所（サッポロさとらんどや市が認定する直売所、スーパーのインショップ等）を増やすとともに、広報誌等に掲載するなどPRに取り組み、関係機関と連携しながら札幌産野菜の販売促進及び地産地消を推進する。

⑥目標の修正

- ・制度変更に伴い基本的な方向Ⅱの目標を修正する。さらに札幌産農産物を広く知ってもらうため、とれたてっこマークを活用する農家だけでなく、取組件数も増やしていく必要があることから、ここでは「とれたてっこマークを活用する取組」を「地産地消の取組」と表すこととし、目標を「地産地消の取組件数 年間20件増」へ修正する。

基本的な方向Ⅲ 市民の農ある暮らしにつながる「さっぽろ農業」

①目標と実績

目標) 農業に関心のある市民の割合

当初 (H27)	実績 (R2)	目標 (R7)
66.7%	51.1%	80%

②調査方法

1 基本理念の調査方法と同じく市民意識調査において、「農業に関わるとしたら、どのような形で関わりたいと思うか」との問い合わせに対し、市民農園や観光農園の利用、農業ボランティアやアルバイトなど具体的な項目を選択した市民の割合を「農業に関心のある市民の割合」として集計する。(市民意識調査の結果及び平成27年度調査と令和2年度調査の比較はP49図7-9参照)

③進捗状況

- ・図3-4のとおり、農業に関心のある人の割合は、平成27年度調査では66.7%だったが、令和2年度調査では51.1%と15.6ポイント減少し、無回答の人が15.4ポイント増加した。
- ・「関心がない」と回答した人の割合はほぼ変わらなかった。

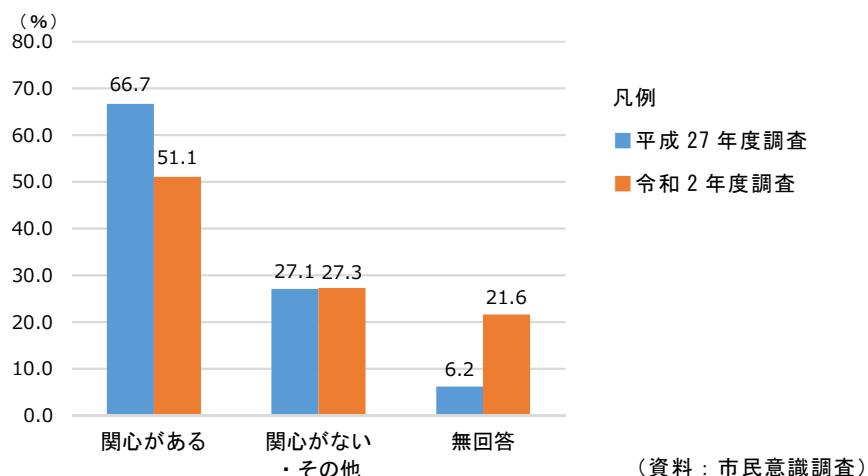


図3-4 農業に関心のある市民の割合

④課題

- ・市民意識調査は、新型コロナウイルス感染症による初めての緊急事態宣言期間後で、外出を控える傾向にあった時期に実施されたため、外出先を選択させるような当設問に対して無回答の割合が増えたのではないかと推察される。同調査全7問のうち、当設問だけ無回答の割合が突出し、他の設問の約4倍だった。
- ・「その他」の自由意見には、「札幌産野菜を購入することで関わっている」、「家庭菜園をしている」などの記載も多く、「関心がある」と集計される人以外にも各々農業への考え方や接し方があることがわかった。
- ・引き続き、市民の農業への理解や関心を高めるため、各種取組を推進していく。

⑤今後の方策

- ・市民農業体験機会の充実や食と農に関するさらなる情報発信を行う。
- ・市民の農業への理解を促進するため、その理念を具現化した施設である札幌市農業体験交流施設「サッポロさとらんど」の魅力向上に取り組む。

3 前期アクションプランの達成状況

平成 28 年度から令和 2 年度まで 5 年間の前期目標の達成状況は、次頁のとおり。

【目標の評価区分と注記】

- 取組は、次の 3 区分で評価する。

◎	目標を達成した
○	目標値には届かなかつたが、目標値の 80% は達成した
▲	目標値には届かなかつた（実績が 80% 未満）

- 達成率は、以下の式により算出し、評価の目安とする。

$$\text{達成率} (\%) = (R2 \text{ 年度実績値} - H27 \text{ 年度当初値}) \div (目標値 - H27 \text{ 年度当初値}) \times 100$$

- 制度の変更等により実績値が出せなくなった取組については、評価せず、取組結果及び後期の取組を記載する。
- 欄外に、後期アクションプランの方向性を示す。

前期アクションプラン達成状況調書

I 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」

(1) 多様な農業の担い手の育成・確保

目標 1) 就農 6 年目における定着率	当初	実績					目標	評価
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	◎
					100%	100%	100%	

【取組結果】

認定新規就農者の就農 6 年目の定着率は 100% であり、目標を達成している。農業次世代人材投資資金をはじめとした新規就農者に対する補助事業の活用や、サポートチーム等による営農相談のほか、営農指導が行われることで経営発展や課題解決に寄与していると考えられる。

【後期の取組】

引き続き、認定新規就農者が農業を続けることができるよう、支援していく。

目標 2) 認定新規就農者の延べ人数	当初	実績					目標	評価
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	▲
	9人	13人	16人	19人	20人	21人	35人	

【取組結果】

認定新規就農者数は、年々増加しているものの、就農を支援する国の制度（農業次世代人材投資資金）が変わり、条件が厳しくなったことなどから伸び悩んでいる。農業経営に必要な資金や、技術・知識が十分に備わっていない新規参入者が減り、親元から独立する就農者が多い傾向となっている。

※令和元年度は19人で報告したが、3月末に1人認定したため、20人となり、令和元年度実績を修正した。

【後期の取組】

担い手を確保するため、関係機関と連携した就農支援を継続する。

<後期アクションプランの設定に向けて>

- ・目標 1 (継続) 認定新規就農者が定着し、営農を継続することが望まれることから、引き続き、国の補助対象となる 5 年間を終えた 6 年目にも継続していることを目指す。
- ・目標 2 (削除) 「多様な担い手の確保」の 2 つの達成目標が、どちらも新規就農者についての目標であり、別の視点からの目標も設定する必要があることから、「認定新規就農者の延べ人数」は削除する。
- ・目標 (新規) 基本的な方向 I に規定する「意欲ある多様な担い手」だけでは、農地や農家の減少に歯止めがかからないことから、今後、さらに期待される企業参入の状況を表す目標「他産業から農業に参入した法人数」を設定する。年間に 2 法人が新たに農業参入することを目指す。

(2) 農地の保全と活用

目標 1) 担い手への農地利用集積率	当初	実績					目標	評価
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	◎
	44. 4%	45. 5%	47. 2%	53. 3%	56. 8%	56. 8%	50%	

【取組結果】

認定農業者、中核農家、認定新規就農者等、担い手の数は増加し、担い手への農地集積も進んでいることなどから、担い手への農地利用集積率は年々上がり、目標を達成している。

しかし、認定農業者における高齢化に伴う離農や規模縮小により、集積率が下がってくる可能性があり、楽観できない状況にある。

【後期の取組】

担い手への農地利用集積率が減少傾向へ転じる恐れもあることから、引き続き担い手への農地の集積を進める。

目標 2) 遊休農地の解消面積（年間）	当初	実績					目標	評価
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	◎
	5ha	11ha	9ha	19ha	21ha	8ha	5ha	

【取組結果】

令和 2 年度の遊休農地^{※18}の解消面積には、営農再開分が約1.4ha含まれており、農地としての活用が進んだ面が見られた。目標は達成しているものの、営農再開による解消は少なく、大半は非農地判定した結果となっている。

【後期の取組】

利用権設定等促進事業^{※19}の活用等により、引き続き遊休農地の発生防止に努める。

<後期アクションプランの設定に向けて>

- ・目標 1 (修正) 「担い手」と「意欲ある多様な担い手」の二つの考え方があり、農地面積の集計方法も異なるなど複雑な目標であったことから、基本的な方向 I の「意欲ある多様な担い手」に統一し、目標 1 では「農地利用面積」とする。国としては担い手への利用集積率80%を掲げており、市としても80%を目指すため、現況農地面積の80% (1,180ha) を目標とする。
- ・目標 2 (削除) 実績とした遊休農地の解消面積は、大半が非農地判定した結果であり、「農地の保全と活用」の取組結果を示すものではなく、達成目標には適さないことから、後期は目標としない。
- ・目標 (新規) 「認定市民農園の開設数」を目標として設定する。前期は、基本的な方向 III の目標であったが、市民農園は、遊休農地の活用の一環でもあるため、I (2) 目標 2 として設定する。
また、前期は「市民農園の開設数」としていたが、全体数の把握が難しいことから、後期は、市が認定する「認定市民農園」を対象とする。5 年で 3 件増加を目指す。

※18 遊休農地：①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地。「農地法」（昭和27年法律第229号）第32条による。

※19 利用権設定等促進事業：農業経営基盤強化促進法に基づき、農地について利用権の設定・移転、所有権の移転を促進する事業。

Ⅱ 市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」

(1) 農業経営の安定強化（生産力と販売の強化）

目標 1) 農産物の安全・安心向上に取り組む農業者数	当初	実 績					目標	評価
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	—
	192人	201人	205人	203人			230人	

【取組結果】

当初の目標には届かなかったが、ある程度の実績を上げることができた。

目標値は、さっぽろとれたてっこ認証取得農家数に道や国の制度の認定者数を合わせた数となっているが、とれたてっこ制度の変更に伴い、令和元年度及び2年度は、目標に対する実績が算出できなくなつた。

とれたてっこ制度の変更に伴い、新たな目標を設定する必要がある。

【後期の取組】

市民に信頼される持続可能なさっぽろ農業を推進するため、安全・安心向上に取り組む。

目標 2) 「さっぽろとれたてっこ」認証取得農業者数	当初	実 績					目標	評価
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	—
	170人	171人	174人	171人			210人	

【取組結果】

さっぽろとれたてっこ認証取得農業者数は少しずつ増えているが、農業者がとれたてっこマークを容易に活用することができるよう、令和元年度に産地表示制度へと変更した。（全ての札幌産農産物がさっぽろとれたてっことなり、認証制度ではなくなったため、令和元年度以降の実績欄は、空欄とした。）

【後期の取組】

とれたてっこマークの活用による販売促進に力を入れていく。

目標 3) 未利用都市廃棄物(泥炭土・枝葉草堆肥)の農業利用に取り組む農業者数(年間)	当初	実 績					目標	評価
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	◎
	0人	40人	58人	52人	37人	55人	50人	

【取組結果】

農業者の泥炭土・枝葉草堆肥利用については、農業者によって必要な量や時期が異なることから年度によってばらつきがあるが、令和2年度は目標を上回ることができた。

【後期の取組】

提供される未利用都市廃棄物を農業者に活用してもらうことにより、有機農業の発展を図る。

＜後期アクションプランの設定に向けて＞

- ・目標 1 及び 2 (削除)　目標 1 及び 2 はとれたてっこ認証取得農家数を使用していたことから、制度の変更に伴い新たな目標を設定する必要がある。
- ・目標 3 (継続) 引き続き、公共工事により排出された泥炭及び家庭から排出された剪定枝等による枝葉草を堆肥化したものを活用した農家数を目標とする。
- ・目標 (新規) とれたてっこ認証制度は地産地消と安全・安心の2つの柱でできていたが、変更後は安全・安心を示す指標ではなくなったことから、後期は、「農産物の安全・安心向上のための土壤診断実施数 200件」を目標 1 として設定する。
土壤診断では、畑の土壤の化学性（養分の過不足や保肥力の大小等）を分析し、作物別に適切な施肥設計を行い、これにより、土づくりや化学肥料の低減に努めるなど、環境に優しい農業に取り組む生産者を支援し、地産地消を促進する。また、エコファーマーや農業生産工程管理（GAP）認証の取得をすすめるなどして、減農薬に取り組む農家を増やしていく。

(2) 地区ごとの農業の個性を生かした多様な取組の推進

目標) 地域資源を活用し、農業者が連携して取り組むイベント等の回数(年間)	当初	実績					目標	評価		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	▲		
	5回	15回	14回	18回	20回	5回	10回			
【取組結果】										
令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベントが軒並み中止となり、実施されたイベント等は目標値の半分の回数にとどまったため、評価上は▲となつたが、平成28年度から令和元年度までは目標値を大きく上回る回数のイベントが開催されており、目標を達成している。										
【後期の取組】										
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの人が密になるイベントは開催が厳しい状況だが、農業体験等、参加者が増えているものもあることから、新生活様式やニーズに沿ったイベントを模索していく。										

<後期アクションプランの設定に向けて>

- ・目標（継続） 引き続き、JAまつりや苗物市、まちなかマルシェ等、市やJAが関わる農業者等のイベントの開催回数を集計する。前期に引き続き、年間10回を目標とし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少したイベント数を回復させることを目指す。
- ・目標（新規） 農業交流関連施設は、市で運用している制度で、これまで目標として設定されていなかったが重要な取組の一つであるため、新たに「農業交流関連施設の開設数」を目標として追加する。後期5年間で3件増を目指す。

Ⅲ 市民の農ある暮らしにつながる「さっぽろ農業」

市民の農業に対する理解促進

目標 1) 市民農業体験参加者数	当初	実 績					目標	評価	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	▲	
	7万人	4.6万人	4.6万人	4.3万人	4.9万人	6.2万人	10万人		
【取組結果】									
集計方法の変更等により当初実績への到達は困難な状況だが、指定管理者の継続的な努力により、実績値は上昇傾向にある。特に令和2年度はコロナ禍においてサッポロさとらんど入園者数は激減したものの、農業体験者数は増加しており、3密を避ける野外活動として市民のニーズにマッチしたものと捉えている。									
【後期の取組】									
ウィズコロナ・ポストコロナにおいて需要が増えている今、機を逃さず更に強力に市民農業体験を推進し、農業体験参加者数の増に努める。									
※ サッポロさとらんどの農業体験者数の集計方法を平成28年度から変更し、延べ人数集計から実人数集計としたため、見かけの実績が減少した（平成27年度：7.0万人→平成28年度：4.6万人）。									
※ 平成30年度は北海道胆振東部地震及び台風第21号による休園の影響あり。									

目標 2) サッポロさとらんど入園者数	当初	実 績					目標	評価	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	▲	
	73万人	69.6万人	68.2万人	57.7万人	59.3万人	26.5万人	75万人		
【取組結果】									
サッポロさとらんどの施設全体の老朽化等に伴う魅力の低下等を原因として、入園者数が減少傾向にある。さらに、平成30年度は北海道胆振東部地震及び台風第21号による休園、平成31年度はセンターハウス改修工事による冬期閉園、令和2年度はコロナ禍における閉園等による大幅な入園者減となった。									
【後期の取組】									
サッポロさとらんど機能アップ事業等を軸に老朽化対策や魅力アップの取組を推進し、目標達成を目指す。									

目標 3) 農体験リーダー登録者数	当初	実 績					目標	評価	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	▲	
	65人	68人	59人	57人	60人	54人	85人		
【取組結果】									
目標設定当初は年間4人の増加で、20人の増加を見込んでいた。実際には、5年間で23人の増加があったが、同時に31人の辞退があり、目標達成とはならなかった。リーダーとして活動できる人は、平日に自由に時間が取れる人に限定されるため、65歳以上の割合が大きい傾向にあった。また、持病や体力の低下等を理由に辞退される人も多く見られた。リーダーとなるためには、原則さっぽろ農学校を修了している必要があるが、近年同校の受講者数が定員割れを起こしており、新規のリーダーも減少する傾向にある。									
【後期の取組】									
現状の体制が維持できるように努めていく。									

目標 4) 市民農園開設数	当初	実 績					目標	評価	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	▲	
	31か所	30か所	30か所	31か所	30か所	31か所	36か所		
【取組結果】									
目標設定当初は開設数の増加が見込まれたため、年1か所増の目標とした。新規開設が2件（平成30年度及び令和2年度）あったが、廃止が2件（平成28年度及び30年度）あり、全体の開設数は変化していない。									
区画数に対する利用数（利用率）は、郊外に位置する市民農園で低下している。									
【後期の取組】									
開設者の高齢化等により廃止する農園が増える可能性もあるため、引き続き、市民農園のあり方を検討し、方向性を定める必要がある。									

<後期アクションプランの設定に向けて>

- ・目標1（継続） 前期は、サッポロさとらんどに限った農業体験者数を実績として報告したが、後期は、サッポロさとらんどの実績に加え、その他の取組実績も合わせて集計し、参加者数10万人を目指す。「サッポロさとらんどの入園者数」は他部局の計画にも目標設定されていることから、継続する。
- ・目標2（継続） 後期は目標1へ統合し、農体験リーダーによる講習等の参加者数を市民農業体験参加者数として集計する。
- ・目標3（統合） 市民農園は、市民に農的体験活動の場を提供するとともに、遊休農地の活用を目的とすることから、後期はI(2)「農地の保全と活用」へ移動する。
- ・目標4（移動） サッポロさとらんどにおいては、入園者数を増やすだけでなく、農業体験交流施設としての内容の充実も重要であることから、「サッポロさとらんどを利用した人の満足度」を入園者数とは異なる視点からの評価として追加する。
- ・目標（新規）

4 前期取組の状況

平成 28 年度から令和 2 年度まで 5 年間の前期の各取組の状況は、次頁のとおり。

【取組の評価区分と注記】

- ・取組は、次の 4 区分で評価する。

A	見直しの必要なし
B	部分的な見直しが必要
C	全体的な見直しが必要
－	評価なし

- ・制度の変更等により、令和 2 年度までに廃止された制度については評価せず、「前期の自己評価」及び「後期の方向性」欄を記載する。
- ・再掲の取組は、網掛けで表示し、詳細な記載は省略する。

I 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」

(1) 多様な農業の担い手の育成・確保

【施策①】中核的な担い手の更なる経営の安定強化

ア) 農業経営学習機会の提供

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由(良い点、悪い点など)	(継続、改善、検討事項等)
1	新規就農者研修(簿記等)	新規就農者にとって必要な、農業経営上の税や簿記、会計等の知識について、専門講師等による研修会を実施する。	新規就農者研修会の回数及び参加者数	1回 14人	1回 14人	1回 11人	1回 9人	(中止)	A	自己の経営分析や、経営改善等を行うため、経理・簿記に関する知識習得が必要である。継続的に実施しており、受講者の多くから「満足」との回答が寄せられている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。	参加人数が先細りになっているように見える。同じ内容を繰り返し行うのか、毎年テーマを変えるのか、対象範囲(案内)はどうするのか、など開催内容については随時検討が必要。
2	新規就農者経営相談会	新規就農者に対して、農業改良普及員、指導農業士等のサポートチームによる相談会を実施し、経営の向上を図る。	相談会の日数及び件数	3日 17件	3日 21件	3日 15件	2日 12件	1日 10件	A	前年の農業経営を振り返り、課題解決について農業改良普及員、指導農業士等がサポートを行うことで、自己の経営の見直しや、経営発展につなげるとといった成果が上がっている。	農業次世代人材投資事業(経営開始型)交付条件のひとつであるが、この確認作業だけにとどまらず、農家にとって価値あるものとなるよう検討する。
3	農文協による研修会		研修会の実施	実施	/	/	/	/	-	農繁期に集まることが難しい。	再生協議会事業として実施したことあったが、予算の事情で開催できなくなっている。今後は開催予定なし。
再	人・農地プラン	(再掲)	(No.6の再掲)								

イ) 経営改善の体制強化

4	認定農業者、中核農家制度	認定農業者：地域農業の将来を担う農業経営の担い手を認定する制度 中核農家：地域農業の担い手を育成するため、農業に意欲的に取組む農業者を登録する制度	・認定農家 ・中核農家 ・認定新規就農者	71経営体 90経営体 13経営体	76経営体 83経営体 16経営体	71経営体 90経営体 19経営体	72経営体 91経営体 20経営体	71経営体 88経営体 21経営体	B	認定農業者については、国の制度に基づく手続きを進めているが、申請する農業者がやや減少傾向にある。 中核農家は、市単独の制度で、市の補助事業等の要件となっていることから件数は横ばいとなっている。 認定新規就農者は、新規就農者数が減っていることから、減少傾向にある。	認定新規就農者・中核農家の登録が切れる際には、認定農業者への移行を誘導する。営農計画の認定手続きについては、国の制度に従い、認定農業者のオンライン登録など簡素化を図り、申請者の事務負担を軽減する。
5	農業経営者への研修事業	担い手に対する経営相談について札幌市再生協議会と連携し研修を実施する。	研修会の実施	実施	実施	/	/	/	-	経営改善に関心のある経営者が少ない。	今後の予定はない。
再	人・農地プラン	(再掲)	(No.6の再掲)								

ウ) 中核的な担い手への農地の集積

6	人・農地プラン	地域における農地の集約化に関する将来方針や中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(中心経営体)等について話し合いをする。	セミナー・ワークショップの回数及び参加者数	5回 101人	5回 111人	5回 87人	-	-	B	人・農地プランの作成に必要となる地域農業者の話し合いを実施した。令和元年度及び2年度は、人・農地プランの実質化の手続き中のため、地域農業者の話し合いは実施していない。	人・農地プランの見直し・更新時は地元との意見交換が必要であり、その都度、地域のJAや農業委員等と協力しながら開催していく。
7	農業基盤整備事業	地産地消の推進や、安心安全な農畜産物の生産供給に寄与する生産者へ、施設等整備費に対する補助制度を実施する。	基盤整備補助を受ける農家数	20件	19件	15件	37件	21件	A	パイプハウスなどの地場生産型施設、電気柵などの有害鳥獣対策、地産地消の普及や環境保全型機器の導入など、この事業に対する農業者からの要望は強く、意欲的な農業者へ支援を行い、農産物の安定生産につながった。	今後も、意欲的な農家の安定的な生産基盤を維持するため、継続して事業を実施する必要がある。事業実施の際は、必要に応じて、採択条件の見直しなど柔軟な対応をしていく。
再	農業次世代人材投資資金(経営開始型)	(再掲)	(No.11の再掲)								
再	札幌市農地流動化奨励金制度	(再掲)	(No.16の再掲)								
再	利用権設定等促進事業(農業経営基盤強化促進事業)	(再掲)	(No.18の再掲)								
再	農地中間管理事業	(再掲)	(No.19の再掲)								
再	農地利用集積円滑化事業	(再掲)	(No.20の再掲)								

【施策②】小規模経営農業者の持続的営農の確保

小規模経営農業者などの営農サポート

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由(良い点、悪い点など)	(継続、改善、検討事項等)
再	環境調和型農業推進事業	(再掲)	(No.26の再掲)								
再	札幌産農産物の販売強化支援	(再掲)	(No.27の再掲)								
再	まちなかマルシェ	(再掲)	(No.12の再掲)								

【施策③】新規就農者の育成・確保

ア) 新規就農へ向けたサポート

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由（良い点、悪い点など）	（継続、改善、検討事項等）
8	さっぽろ夢農業人育成支援事業	研修生や新規就農者の経営の安定を図るための補助事業を実施する。	・新規就農支援補助金 ・研修奨励金 ・研修等助成金 ・指導農家謝礼金 ・経営開始型補助金	9件 1人 0件 1人 17人	4件 4人 4件 2人 24人	11件 2人 1件 2人 17人	9件 1人 1件 1人 14人	9件 — — 3人 11人	B	国の制度に基づき農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付対象者へ支援を行う。準備型の制度のハードルが高くなり、研修生や就農予備軍の情報が入りにくく、経営開始型支給への円滑な体制づくりが難しい。	準備型制度を担当する北海道農業公社との情報交換を行い、市内での就農希望者の情報を把握し、的確に支援する。
9	新規就農者サポートチーム	関係機関・団体との連携のもと、就農希望者や新規就農者を支援する。	・新規就農者巡回・面談 ・中間評価 ・重点指導	2回 — —	2回 — —	3回 9件 5件	4回 4件 2件	4回 4件 2件	A	農業次世代人材投資事業（経営開始型）対象者への栽培技術、経営等に関する面談・サポート及び新規就農希望者の相談対応をしている。	新規就農者の経営が早期に安定するよう、関係機関が連携したサポートを継続する。
10	市民参加型農業推進事業（さっぽろ農学校専修コース）	新規就農者や、札幌の農業の理解者となる「農業応援団」を育成するため、農業技術・知識を学ぶ市民講座を運営する。	・受講者 ・修了者	20人 19人	16人 15人	11人 9人	17人 16人	23人 (一)	B	受講者が減少傾向にあるため、これまで実施してきた就農も視野に入れた演習に加え、令和元年度より、食に関する理解を深めるための調理や加工に係る講座などを行い、受講者を増やすことができた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。	引き続き、受講者数を減少させないために、魅力ある講座になるよう、毎年、見直しを行ふとともに、幅広い世代を対象にSNSなどを使った広報を行っていく。また、就農希望者向けに、農業機械や圃場環境整備など、より深い栽培知識や技術が習得できる実地演習を検討する。
再	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	(再掲)	(No.11の再掲)								

イ) 新規就農者の早期営農定着へ向けたサポート

11	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	認定新規就農者に対し、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を交付する。（夫婦型は最大225万円）	資金交付	17人	24人	17人	14人	11人	A	国の実施要領に基づく制度運営を通じて対象者を支援してきた。	引き続き適切に対象者を支援する。
12	まちなかマルシェ	新規就農者等へ直売機会を提供し、また市民の農業とのふれあいを創出するため、まちなかでマルシェを開催する。	・マルシェ開催日数 ・延べ参加農家数	調査 検討	調査 検討	6日 25店	7日 32店	5日 24店	A	直売所等の少ないまちなかで開催しているため、市民がマルシェに寄せる期待は大きく、新規就農者等にとってよい直売機会となっている。	農家の実情や現場の状況に合わせたマルシェを実施し、農家の自主運営につなげていく。
再	さっぽろ夢農業人育成支援事業	(再掲)	(No.8の再掲)								
再	新規就農者サポートチーム	(再掲)	(No.9の再掲)								

ウ) 新規就農者のネットワーク促進

再	人・農地プラン	(再掲)	(No.6の再掲)								
再	女性農業者支援	(再掲)	(No.15の再掲)								

【施策④】多様な担い手の農業参入の促進

ア) 多様な担い手の育成

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由（良い点、悪い点など）	（継続、改善、検討事項等）
再	市民参加型推進事業（さっぽろ農学校専修コース）	(再掲)	(No.10の再掲)								
再	市民農園整備事業	(再掲)	(No.23の再掲)								

イ) 異業種の農業参入へ向けたサポート

13	農業経営のサポート	札幌における農業事情の説明や異業種が農業参入する場合の手続き、農地に関するサポートを実施する。	異業種からの参入相談対応	1件	0件	1件	3件	2件	A	農業参入の情報収集に訪れる法人はいるものの、実際に参入する件数は、年に数件程度にとどまる。	相談者の求めに応じて柔軟に情報提供を行う。
----	-----------	---	--------------	----	----	----	----	----	---	---	-----------------------

ウ) 職業としての農業への理解促進

14	いきいきファーマー育成支援事業	中高年世代等が農的活動を通じて生きがいのある暮らしを実践できるようにするために、研修圃場の開設に必要な補助金の交付を実施する。	・研修農園利用人数 ・子供体验農園利用人数	3,139人 38人	1,732人 30人	1,479人 40人	H30で 事業終了	/	—	平成30年度で直接的な支援を終了。現在は自主的運営となつており、農園で活動する市民が生産した野菜を直売所や量販店で販売している。	当該事業は時限的モデル事業として実施、後続事業の予定はない。
再	市民参加型推進事業（さっぽろ農学校専修コース）	(再掲)	(No.10の再掲)								

【施策⑤】女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくり

ア) 女性農業者の活動支援

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名 称	概 要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由（良い点、悪い点など）	(継続、改善、検討事項等)
15	女性農業者支援	女性農業者が力を発揮できるよう、経営や技術の面をサポートする研修を行い、人材育成を図る。	研修会の開催	調査 検討	2回	3回	2回	(中止)	A	年間を通して研修を実施し、幅広い情報提供と参加者同士の交流の場として、女性農業者の活動に寄与している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。	札幌の農業が多種多様で、参加者にも幅があり、また新規就農者の需要も増えつつあるため、女性農業者に新規就農者も含めた研修やネットワーク構築を推進していく。

イ) 次世代への農業技術の伝承

再	女性農業者支援	(再掲)	(No.15の再掲)								
---	---------	------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 農地の保全と活用

【施策①】農地の利用集積、集約の促進

ア) 農地の流動化促進

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名 称	概 要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由（良い点、悪い点など）	(継続、改善、検討事項等)
16	札幌市農地流動化奨励金制度	農用地区域内の農地の有効活用と円滑な流動化を促進するため、一定の要件を満たす農地所有者と農業者に奨励金を交付する。	交付対象面積 (新規・経過措置)	45ha	50ha	37ha	18ha	12ha	B	平成26年度の要綱改正において、交付対象を新規設定事業に限定（再設定事業を除外）し、交付対象面積を減らしたため、交付対象面積は減少したが、効率的・効果的に事業を実施することができた。	令和2年度で経過措置が終了し、令和3年度以降は、新規の利用権設定のみが交付対象となる。これまでの制度運用は、農地の有効活用に一定の役割を果たしたと考えられる。対象となる農用地が減少し、予算も限られるなかで、事業廃止も視野に入れた検討を行う。
17	農地台帳整備	農地台帳情報公開のため、固定資産情報及び住基情報と照合し、農地所有者、航空写真、地番図等のデータを更新する。	照合実施農地データ件数	10,548件	10,152件	9,939件	9,897件	9,777件	A	最新の固定資産情報及び住基情報を受け取り次第、速やかに照合を行って農地台帳に反映させている。	現在、国等による最新技術を用いたデータ更新等事業や「農林水産省共通申請サービス」の本格運用に向けた作業が予定されているので、新システムへの移行も見据えて農地台帳情報を整備していく。
18	利用権設定等促進事業 (農業経営基盤強化促進事業)	農地の利用集積を促進するため、市が仲立ちし、農地法による許可手続きに比べて、農地の権利設定・移動を行いやすくする。	・権利設定・移動件数 ・権利設定・移動面積	73件 77ha	91件 116ha	152件 191ha	67件 81ha	105件 113ha	A	農地の権利移動のうち、その多くが当該事業の活用によるものであり、担い手の高齢化に伴う離農等による遊休農地化の抑制に一定の効果を上げている。	今後も、遊休農地の発生防止や新規就農を含む担い手への利用集積のため、農業委員会と連携し、情報を共有しながら取組を継続していく。
再	農業基盤整備事業	(再掲)	(No.7の再掲)								
再	農地中間管理事業	(再掲)	(No.19の再掲)								
再	農地利用集積円滑化事業	(再掲)	(No.20の再掲)								

イ) 関係機関との連携による農地集積

19	農地中間管理事業	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構から委託された業務を実施する。	・貸借成立件数 ・貸借成立面積	0件 0ha	1件 2.5ha	1件 0.7ha	0件 0ha	0件 0ha	A	令和2年度から「農地利用集積円滑化事業」と統合一体化した国の事業。借受希望者は一定程度いるものの、貸付希望者が少なく、実績は平成29年度と平成30年度の各1件であった。	農地の有効活用及び担い手への集積を推進するため、農地中間管理機構や道など等の関係機関と連携し、機構が実施する農地保有合理化事業事業等も活用していく。
20	農地利用集積円滑化事業	農地の集積を促進するため、農用地利用集積円滑化団体が農地の所有者を代理して農地の借り手を探し、貸付等を行う。	・白紙委任 ・利用権設定	0件 0ha	1件 1.7ha	2件 1.4ha (更新)	0件 0ha	統合	一	令和2年度に「農地中間管理事業」に統合一体化されることが決定していたため、平成28年度以降の新規の実績は少ないが、農地中間管理事業が始まる前の平成23年度から平成25年度までに、担い手への農地の集積のために活用された。	円滑化事業に基づく利用権設定は、2件、2.3haが継続されている。設定期間終了後は、農地中間管理事業又は利用権設定等促進事業等での貸借継続を働きかける。

【施策②】遊休農地の利活用の促進

ア) 市内遊休農地の解消対策の検討

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名 称	概 要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由（良い点、悪い点など）	(継続、改善、検討事項等)
21	利用状況調査	農地法の規定に基づき、市内にある農地の利用状況について調査を行う。	・調査員数 ・調査実施時期	19人 6月～9月	32人 7月～9月	32人 6～9月	32人 6～9月	20人 7～9月	A	農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、期間内に市内農地の調査を終えた。	今後も適正に調査を実施していく。
再	農地中間管理事業	(再掲)	(No.19の再掲)								
再	利用権設定等促進事業 (農業経営基盤強化促進事業)	(再掲)	(No.18の再掲)								
再	農地利用集積円滑化事業	(再掲)	(No.20の再掲)								

イ) 補助事業活用による農地整備

再	荒廃農地等利活用促進交付金	(再掲)	(No.22の再掲)								
再	農業基盤整備事業	(再掲)	(No.7の再掲)								

ウ) 地域の実状にあった農的活用の促進

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由（良い点、悪い点など）	（継続、改善、検討事項等）
22	荒廃農地等利活用促進交付金	荒廃農地の発生防止と解消のため、作物生産再開に必要な再生作業、土壤改良、施設の整備等について総合的に支援する。	交付対象面積	検討中	実績なし	実績なし	事業廃止	/	—	H29から始まった国の交付金事業で、農業者の要望に応じて実施する制度だったが、平成30年度をもって廃止された。	以降は、代替事業として農地耕作条件改善事業を活用していくことになる。農地耕作条件改善事業は、農地中間管理事業や人・農地プランと連携した取組が必要となる。
23	市民農園整備事業	農地有効利用と市民農業交流のため、関係法に基づく認定市民農園の開設を推進し、新規整備に対し経費の補助を行う。	・認定市民農園開設数 ・区画数	22か所 2,974 区画	23か所 3,005 区画	23か所 2,932 区画	23か所 2,911 区画	23か所 2,962 区画	B	農園利用率が低下傾向にあるほか、農園主の高齢化や、施設の老朽化等により継続が難しくなる農園の増加が予想されるが、新規開設の動きもみられる。	引き続き、市民ニーズに対応する市民農園の形や新たな支援策について検討する。

エ) 多面的機能の視点に基づく、遊休農地の活用

再	市民農園整備事業	(再掲)	(No.23の再掲)								
再	里山活性化推進事業	(再掲)	(No.30の再掲)								

【施策③】市街化区域内及び周辺農地の活用

ア) 市民交流の視点に基づく、農地の活用

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由（良い点、悪い点など）	（継続、改善、検討事項等）
再	市民農園整備事業	(再掲)	(No.23の再掲)								
再	里山活性化推進事業	(再掲)	(No.30の再掲)								

イ) 多面的機能の視点に基づく、農地の活用

再	里山活性化推進事業	(再掲)	(No.30の再掲)								
---	-----------	------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--

Ⅱ 市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」

(1) 農業経営の安定強化（生産力と販売の強化）

【施策①】特色ある農産物の生産振興

ア) 消費者ニーズに沿った生産支援

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由（良い点、悪い点など）	（継続、改善、検討事項等）
再	地域農業支援	(再掲)	(No.24の再掲)								
再	札幌産農産物の販売強化支援	(再掲)	(No.27の再掲)								

イ) 技術普及と生産振興

24	地域農業支援	野菜などに関する試験・調査や展示、農家圃場の土壤分析及び診断、種苗生産の支援を行う。農家圃場を巡回し、情報提供等により支援する。	・農業者圃場の土壤分析及び診断（件） ・いちご（サトホロ）親苗の供給（株）	451件 (原種苗80株)	375件 (原種苗95株)	501件 1,290株	400件 820株	490件 630株	A	農家等からの要望に対して、土壤診断を通じた施肥のアドバイスや、種苗の安定的供給を行っており、効果的に営農支援している。	関連機関と連携し、土壤診断・施肥設計を生かして巡回支援を行う。また特産野菜等種苗の安定的供給のため、今後も調整を行っていく。
----	--------	--	--	------------------	------------------	----------------	--------------	--------------	---	---	--

ウ) 伝統野菜の生産維持

再	地域農業支援	(再掲)	(No.24の再掲)								
---	--------	------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--

エ) 地域資源のブランド化推進

再	札幌産農産物の販売強化支援	(再掲)	(No.27の再掲)								
再	地域農業支援	(再掲)	(No.24の再掲)								

【施策②】安全・安心向上の取り組みや環境保全型農業の推進

ア) 消費者や実需者の信頼確保

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由（良い点、悪い点など）	（継続、改善、検討事項等）
再	札幌産農産物の販売強化支援	(再掲)	(No.27の再掲)								
再	地域農業支援	(再掲)	(No.24の再掲)								

イ) 取り組み生産者への支援

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由(良い点、悪い点など)	(継続、改善、検討事項等)
再	地域農業支援	(再掲)	(No.24の再掲)								
再	札幌産農産物の販売強化支援	(再掲)	(No.27の再掲)								

ウ) 安全な畜産物の生産と畜産業の振興

25	畜産振興対策事業	酪農・肉用牛・養豚・養鶏等の畜産業の振興を図るとともに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防や畜舎に起因する悪臭等の苦情の調査、指導を行う。	・家畜伝染病発生戸数 ・搾乳牛年間乳量	0戸 7,521 Kg/頭	0戸 7,989 Kg/頭	0戸 6,704 Kg/頭	0戸 8,433 Kg/頭	0戸 9,013 kg/頭	A	発生予防の指導等を関係機関と協力して実施し、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の海外悪性伝染病も発生しなかつた。	高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の重大家畜伝染病発生に備えた危機管理体制の見直しや、家畜伝染病発生時の防疫措置に係る対応等について関係部局と協議を重ねている。
----	----------	--	------------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---	---	---

エ) 循環型農業の推進

26	環境調和型農業推進事業	・国の補助制度「環境保全型農業直接支援対策」を活用して、環境と調和した営農を行なう農家グループを支援する。 ・農家圃場の土づくりに活用するため、公共交通由来の泥炭土及び枝葉草堆肥を配布。	・補助対象農地面積 ・未利用都市廃棄物（泥炭土・枝葉草堆肥）の農業利用に取り組む農業者数	34ha 40人	36ha 58人	35ha 52人	32ha 37人	31ha 55人	A	・化学肥料や農薬などの使用を低減する活動や有機農業など、環境保全効果の高い営農活動が行われた。 ・泥炭土等を配布することで、札幌市の有機的農業を支援している。	・環境保全型農業への意識、取組への機運は高まっており、引き続き国の制度の動向を見ながら継続していく。 ・未利用都市廃棄物の継続的確保に向けて、関係機関と調整していく。
----	-------------	--	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---	--	--

【施策③】地産地消による流通拡大支援

ア) 札幌産農産物の販路確保

No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	前期の自己評価	後期の方向性
											(継続、改善、検討事項等)
27	札幌産農産物の販売強化支援	札幌産農産物の流通力を上げていくため、地産地消に取り組む。	・農産物の安全・安心向上に取り組む農業者数 ・地産地消推進事業補助金の交付	201人 2件	205人 3件	203人 2件	205人 3件	208人 5件	A	札幌産農産物を市民に浸透させるため、さっぽろとれたてっこ認証制度をさっぽろとれたてっこ制度に変更し、「とれたてっこマーク」の活用を始めている。	札幌産農産物の市民へのPRを推進していく。また地産地消推進事業補助金によって安全・安心な農畜産物の生産供給体制づくりについての取組を支援する。
28	農業交流関連施設認定制度	販路確保・6次産業化・市民農業交流のため、調整区域に建設可能な農畜産物の直売・加工販売施設の認定を行う。	農業交流関連施設開設数	8件	9件	10件	11件	13件	B	開設数は順調に推移しており、令和2年度はコロナ禍により直売所が盛況となった。近年、申請内容が多様化しており、制度の方向性を整理する必要がある。	継続して制度を推進するため、要綱の改定を検討するほか、地域農産物の販売といった機能に注目したPRを行っていく。
29	食料産業・6次産業化交付金事業	農業者等が、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に、加工・販売施設等の整備に対して補助金を交付する。	補助件数	/	調査 検討	1件	1件	0件	A	平成30年度から始まった制度で、平成30年度及び令和元年度に各1件実施した。制度を周知するため、公式HPやさっぽろ産業ポータル等に掲載した。	農業経営の安定強化及び市の農業振興等を図るために、引き続き、補助金の交付及び制度のPR等を継続する。

イ) 市内食関連産業等との交流促進

再	札幌産農産物の販売強化支援	(再掲)	(No.27の再掲)								
再	里山活性化推進事業	(再掲)	(No.30の再掲)								

(2) 地区ごとの農業の個性を生かした多様な取り組みの推進

【施策】地域の特性を生かした農業の推進

関連機関との連携をサポート

No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	前期の自己評価	後期の方向性
											(継続、改善、検討事項等)
30	里山活性化推進事業	里山の森林と森林に連なる農地の一体的な保全・活用策についての調査・支援等を実施する。	本取組に関わる事業者の数(小別沢)	/	/	調査 検討	0者	3者	A	令和元年度に地域住民等へのヒアリング、事業モデルの検討、令和2年度に円卓会議の設立やキックオフイベントの開催等、計画通りに事業が進んでいる。本取組に関わる事業者数はまだ少ないが、現在は事業の立ち上げ段階であり、今後増加する見込みである。	町内会に限定していた円卓会議の参加対象を地域外に広げることで本取組に関わる事業者を増やし、里山を活用する市民主体の様々な活動や事業の創出・拡大につなげる。令和3年度に森林所有者および林業者と契約して森林整備に着手するほか、森林環境教育など、森を活用した公益的活動の具体的な内容や実施体制等の検討をすすめる。
再	人・農地プラン	(再掲)	(No.6の再掲)								
再	農業交流関連施設認定制度	(再掲)	(No.28の再掲)								

Ⅲ 市民の農ある暮らしにつながる「さっぽろ農業」

市民の農業に対する理解促進

【施策①】市民の農的体験活動の推進

ア) 市民が農的活動に取り組むための学習機会の創出

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由(良い点、悪い点など)	(継続、改善、検討事項等)
31	サッポロさとらんど運営管理事業	市の都市型農業を総合的に支援する拠点として、サッポロさとらんどを運営管理する。	サッポロさとらんど年間入園者数	69.6万人	68.2万人	57.7万人	59.3万人	20.1万人	B	入園者数が減少傾向にある。特に令和2年度はコロナ禍において入園者が激減した。	サッポロさとらんどの老朽化対策、魅力向上策を継続的に検討・実施していく。
32	札幌市農体験リーダー	農業について一定の知識・技術を有するボランティア希望者を「農体験リーダー」として登録し、希望する団体向けに派遣する。	派遣回数(延べ)	188回	220回	213回	222回	136回	A	令和2年度は、コロナの影響により、派遣回数が減少したもの、依頼のあった小中学校等からの派遣要望に対し、すべて対応することができた。	コロナの影響がなければ、今年度の派遣数は令和元年度を上回る回数となっていた見込みであり、人気の高い事業であることから、継続して実施していきたい。
再	市民農園整備事業	(再掲)	(No.23の再掲)								
再	市民参加型推進事業(さっぽろ農学校専修コース)	(再掲)	(No.10の再掲)								

イ) 子供たちの食農教育の場の創出

33	親子農業体験事業	農業者団体及び市民団体が実施する親子農業体験事業に対する、広報等の協力	親子農業体験参加者数	東区 16戸53名 南区 8戸24名	東区 21戸68名 南区 18戸52名	東区 23戸87名 —	東区 16戸55名 —	東区 中止 —	B	広報等の協力は継続的に行っているが、主催者の高齢化等により、事業の拡充が難しい状況にある。特に令和2年度はコロナの影響により親子農業体験事業は中止となった。	団体が実施する事業の広報等の協力に加え、市民自治推進課で行っているメルマガでボランティアを募集したり、さっぽろ農学校修了生へ積極的に働きかけるなど側面からの支援により、担い手の負担軽減や事業拡充を図る。
再	サッポロさとらんど運営管理事業	(再掲)	(No.31の再掲)								
再	札幌市農体験リーダー	(再掲)	(No.32の再掲)								
再	里山活性化推進事業	(再掲)	(No.30の再掲)								

ウ) 農業活動をサポートする人材の育成

再	市民参加型推進事業(さっぽろ農学校専修コース)	(再掲)	(No.10の再掲)								
---	-------------------------	------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--

エ) 農的活動実施に向けた情報収集

34	農的活動の実施にかかる情報収集	市民の農的活動を推進していくため、民間における各種取組の情報収集を行う。	日常業務を通じた情報収集	実施	実施	実施	実施	実施	—	日常業務等を通じて情報収集を行っており、質的・量的に表すことが難しいことから、評価は行わないこととする。	日常業務等を通じて、情報収集を行っていく。情報発信についても取り組む必要がある。
----	-----------------	--------------------------------------	--------------	----	----	----	----	----	---	--	--

【施策②】市民と農業者の交流機会の創出

農業とのふれあい促進

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由(良い点、悪い点など)	(継続、改善、検討事項等)
再	札幌市農体験リーダー	(再掲)	(No.32の再掲)								
再	サッポロさとらんど運営管理事業	(再掲)	(No.31の再掲)								
再	農業交流関連施設認定制度	(再掲)	(No.28の再掲)								
再	まちなかマルシェ	(再掲)	(No.12の再掲)								

【施策③】農業者、関係機関、消費者の相互理解の促進

ア) さっぽろ農業の周知活動

取組		実績						前期の自己評価		後期の方向性	
No	名称	概要	活動・成果指標	H28	H29	H30	R1	R2	評価	評価の理由(良い点、悪い点など)	(継続、改善、検討事項等)
35	札幌市農業の情報発信に係る取組	札幌市HPや、各種刊行物(「北の大地」、「さっぽろの農業」)等を通じて、札幌市農業の様々な情報発信を行う。	北の大地発行 さっぽろの農業作成	3回 700部	3回 700部	3回 600部	3回 600部	2回 500部	A	市内の農業者等が必要とする各種情報を、適宜、適切に、インターネットと紙媒体の双方で情報発信を行っている。	現在求められているニーズが何か今一度検討するなど、時宜に適った情報発信を継続していく。(北の大地のリニューアルなど)

イ) イベントを通じた食と農への理解促進

再	サッポロさとらんど運営管理事業	(再掲)	(No.31の再掲)								
---	-----------------	------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--

第4

第2次さっぽろ都市農業ビジョンの方向と施策の展開

基本理念及び基本的な方向は、ビジョンの計画期間10年間の最終年度である令和7年度の目標を定めたものであり、後期についても引き続き目標達成に向けて取り組む（P2図1農業施策の体系参照）。

このうち、基本的な方向Ⅱについては、とれたてっこ制度の変更に伴い、新たな目標を設定する。

※ 参考として、ビジョンの策定時（平成27年度）と中間評価時点（令和2年度）の値を欄外に示す。

1 基本理念

地域・市民とともに育む「さっぽろ農業」

【目標】 札幌産農産物を「購入している」市民の割合 80%

(H27 50.4%、R2 67.4%)

2 基本的な方向

I 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」

【目標】 意欲ある多様な担い手の農地利用面積割合 80%

(H27 60.7%、R2 71.3%)

II 市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」

【目標】 地産地消の取組件数 年間20件増

(H27 ー、R2 合計110件)

III 市民の農ある暮らしにつながる「さっぽろ農業」

【目標】 農業に関心のある市民の割合 80%

(H27 66.7%、R2 51.1%)

第5

後期アクションプランの設定（令和3年度～7年度）

アクションプランは、「さっぽろ農業」の課題を解消しビジョンを実現するために優先的に取り組む取組の方針及び施策の具体化に向けた実行計画であり、後期（令和3年度から令和7年度まで）における達成目標及び取組を、以下のとおり設定する。

1 達成目標

I (1) 多様な農業の担い手の育成・確保

目 標	当初(H27)	中間(R2)
1) 就農6年目における定着率 80%	—	100%
2) 他産業から農業に参入した法人数 年間2法人増	—	2 法人

- ・目標1（継続）
- ・目標2（新規）基本的な方向Iに規定する「意欲ある多様な担い手」だけでは、農地や農家の減少に歯止めがかかるないことから、今後、期待される企業参入の状況を表す目標を設定する。

I (2) 農地の保全と活用

目 標	当初(H27)	中間(R2)
1) 意欲ある多様な担い手の農地利用面積 1,180ha	—	1,210ha
2) 認定市民農園の開設数 25 か所	22 か所	23 か所

- ・目標1（修正）「担い手への農地利用集積率」を「意欲ある多様な担い手の農地利用面積」へ修正する。
- ・目標2（修正）前期は、基本的な方向IIIの達成目標であったが、市民農園は、遊休農地の活用の一環でもあるため、I(2)の目標として設定する。また、市が認可する「認定市民農園」を対象とする。

注)・目標値は計画期間最終年度である令和7年度の値とする。

- ・参考として、ビジョンの策定時（平成27年度）の値と中間評価時点（令和2年度）の値を併記する。
- ・欄外に設定根拠等を説明する。

II (1) 農業経営の安定強化（生産力と販売の強化）

目 標	当初(H27)	中間(R2)
1) 農産物の安全・安心向上のための土壤診断実施数 200 件	193 件	186 件
2) 未利用都市廃棄物の農業利用に取り組む農業者数 50 人	0 人	55 人

- ・目標 1（新規）とれたてっこ制度の変更に伴い、「農産物の安全・安心向上のための土壤診断実施数」を安全・安心向上のための新たな目標として設定する。
- ・目標 2（継続）

II (2) 地区ごとの農業の個性を生かした多様な取組の推進

目 標	当初(H27)	中間(R2)
1) 地域資源を活用し、農業者が連携して取り組むイベント等の回数 10 回	19 回	5 回
2) 農業交流関連施設の開設数 16 か所	7 か所	13 か所

- ・目標 1（継続）
- ・目標 2（新規）当施策のうち、重要な取組の一つであるため、新たに目標として設定する。

III 市民の農業に対する理解促進

目 標	当初(H27)	中間(R2)
1) 市民農業体験参加者数 10 万人	7 万人	6.9 万人
2) サッポロさとらんど入園者数 75 万人	70 万人	26.5 万人
3) サッポロさとらんどを利用した人の満足度 90%	89.7%	86.6%

- ・目標 1（継続）
- ・目標 2（継続）
- ・目標 3（新規）新たに、サッポロさとらんどを利用した人の満足度を指標として追加し、サッポロさとらんどの入園者数とは異なる視点からの指標を追加する。

2 取組

【凡例と注記】

- 取組の役割分担（凡例）

◎実施主体	主体的に取組を進める。
○連携	主体と連携して取組を進める。
☆参加・応援	取組に参加又は応援をする。
JA	札幌市農業協同組合及びサツラク農業協同組合

- 取組予定は、前期とのつながりが分かりやすいよう、前期の取組状況と後期の取組スケジュールを一体的に示す。
- 取組スケジュール（凡例）

	前期取組状況：実施した取組 後期取組スケジュール：継続する予定の取組
	前期取組状況：調査や検討をした取組 後期取組スケジュール：調査、検討を予定している取組

I (1) 施策①～⑤

【施策①】中核的な担い手のさらなる経営の安定強化

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 農業経営学習機会の提供	経営の多角化、法人化など企業的経営感覚を持つ農業者の育成に向けた情報や研修機会を提供します。 〔◎農政部 ○農業者・JA〕		実施	継続	→
イ) 経営改善の体制強化	経営改善計画の審査において農業経営コンサルタントの意見を徴するなど体制の強化を図ります。 〔◎農政部 ○農業者・JA〕		実施	継続	→
ウ) 中核的な担い手への農地の集積	中核的な担い手が地域の中心となって農業経営を継続していくために、農地流動化に向けた地域の話し合いによる人・農地プランの作成に取り組みます。 〔◎農政部 ○農業委員会・農地中間管理機構 ○農業者・JA〕		実施	継続	→

【施策②】小規模経営農業者の持続的営農の確保

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
小規模経営農業者などの営農サポート	高齢農業者や小規模経営農業者の農業経営を支える農作業受託や援農の仕組みづくりに取り組みます。 〔◎農政部・JA ○農業者 ○NPO・市民団体・企業〕		検討	検討・実施	→

【施策③】新規就農者の育成・確保

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 新規就農へ向けたサポート	農業協同組合や農業委員会など、関係機関との連携した就農相談や実践的な研修の実施、就農地の確保、経営計画作成の助言などの就農支援を実施します。 〔◎農政部 ○農業委員会 ○石狩農業改良普及センター石狩北部支所 ○農業者・JA ☆市民〕		実施	継続	→
イ) 新規就農者の早期営農定着へ向けたサポート	栽培技術支援、経営研修、販路確保、補助事業の活用などによる就農後の早期営農定着化を推進します。 〔◎農政部 ○石狩農業改良普及センター石狩北部支所 ○農業者・JA ☆市民〕		実施	継続	→
ウ) 新規就農者のネットワーク促進	販路開拓や労働・作業機械の相互補完の仕組みづくりなどに資する仲間づくりを推進します。 〔◎農政部 ○農業者・JA〕	検討	実施	継続	→

・ア (修正) さっぽろ農学校への参加等が想定されるため、役割分担に市民を追加する。

・イ (修正) 「栽培技術指導」を「栽培技術支援」へ変更する。

【施策④】多様な担い手の農業参入の推進

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 多様な担い手の育成	市民や団体の小規模農業参入を推進するための仕組みづくりに取り組みます。 〔◎農政部 ○農業委員会 ○農業者・JA ☆市民〕			検討	→
イ) 異業種の農業参入へ向けたサポート	食関連産業や福祉関連法人など異業種の適正な農業参入を推進していきます。 〔◎農政部 ○農業委員会 ○企業〕	実施		継続	→
ウ) 職業としての農業への理解促進	農業技術の支援、研修機会の提供などに取り組むほか、就農への動機づけを行うための農業体験機会を提供します。 〔◎農政部 ○石狩農業改良普及センター石狩北部支所 ○農業者・JA ☆市民〕	実施		継続	→

- ・ア及びウ (修正) ア) の農業技術に関する記載をウ) へまとめ、ア) は小規模農業参入について、ビジョン本文と表現を合わせる。

【施策⑤】女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくり

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 女性農業者の活動支援	女性農業者間のネットワークづくりを推進し、女性農業者が積極的に活動できる環境を整え、農業経営能力向上や、農業生産、加工販売などの技術習得のための研修機会や情報を提供します。 〔◎農政部 ○石狩農業改良普及センター石狩北部支所 ○農業者・JA〕	検討	実施	継続	→
イ) 次世代への農業技術の伝承	高齢農業者の知識や技術をさまざまな形で、次の世代に継承する機会を創出します。 〔◎農政部 ○石狩農業改良普及センター石狩北部支所 ○農業者・JA〕	検討	実施	継続	→

I (2) 施策①～③

【施策①】農地の利用集積、集約の促進

取組	取組内容 (役割分担：◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 農地の流動化促進	農地流動化対策として効果のある奨励金制度を引き続き実施し、優良農地の保全と中核的な担い手の経営安定を図ります。 〔◎農政部 ○農業委員会 ○農業者・JA〕		実施	継続	→
イ) 関係機関との連携による農地集積	農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業等により担い手への農地の集積・集約を図っていきます。 〔◎農政部 ○農業委員会・農地中間管理機構 ○農業者・JA〕		実施	継続	→

・イ (修正) 農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合一体化されたことから、円滑化事業に係る記載を削除する。

【施策②】遊休農地の利活用の促進

取組	取組内容 (役割分担：◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 市内遊休農地の解消対策の検討	「人・農地プラン」に基づき、遊休農地解消対策の検討をします。 〔◎農政部 ○農業委員会 ○農業者・JA〕		実施	継続	→
イ) 補助事業活用による農地整備	市内の条件不利地にある農地について、各種補助事業を活用しながら、遊休農地の再生整備に取り組みます。 〔◎農政部 ○農業委員会・札幌市農業再生協議会 ○農業者・JA〕		実施	継続	→
ウ) 地域の実状にあった農地の利活用	市民農園や体験農園など、地域の実状にあった農的活用を促進します。 〔◎農政部 ○農業委員会 ○農業者・JA ○企業・NPO ☆市民〕		実施	継続	→
エ) 多面的機能の視点に基づく、遊休農地の活用	自然環境の保全、良好な景観の形成など農地の多面的機能の維持保全につながる取組を推進し、遊休農地の発生防止を図ります。 〔◎農政部 ○農業委員会 ○農業者・JA ○企業・NPO〕	検討	実施	継続	→

【施策③】市街化区域内及び周辺農地の活用

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 市民交流の視点に基づく、農地の活用	市民の農的活動や農家と市民の交流の場として体験農園等による活用を検討していきます。 〔◎農政部 ○農業者・JA ○企業・NPO ☆市民〕		検討		検討・実施
イ) 多面的機能の視点に基づく、農地の活用	防災、環境保全、景観形成など多面的な機能の維持、保全に向けた農地のあり方を検討していきます。 〔◎農政部 ○農業者・JA〕		検討		検討・実施

II (1) 施策①～③

【施策①】特色ある農産物の生産振興

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 消費者ニーズに沿った生産支援	消費者や実需者のニーズに的確に対応した農産物を選定し、地域に適合した作物・品種の生産普及に努めます。 〔◎農政部 ○農業者・JA・実需者〕		実施	継続	→
イ) 技術普及と生産振興	関係機関との連携を強化して、農業者へのより効果的な技術普及と生産振興を図ります。 〔◎農政部 ○農業者・JA〕	実施	継続	→	
ウ) 伝統野菜の生産維持	伝統野菜の種子の確保に向けた取組を支援し、生産普及を目指します。 〔◎JA ○農政部 ○農業者・NPO・市民団体・企業〕	実施	継続	→	
エ) 地域資源のブランド化推進	地域の特性を生かした農産物のブランド化を推進します。 〔◎農政部・JA ○農業者・企業〕	実施	継続	→	

【施策②】安全・安心向上の取組や環境保全型農業の推進

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 消費者や実需者 ^{※20} の信頼確保	安全・安心の向上や環境負荷の軽減に取り組み、さっぽろとれたてっこ制度を活用することにより、札幌産農産物全体のブランド力向上を図ります。 〔◎農政部・JA ○札幌市農業振興協議会 ○農業者〕	実施		継続	→
イ) 取組生産者への支援	生産履歴の管理や農業生産工程管理(GAP)、化学肥料や化学農薬の使用量低減に向けた新たな取組に対する支援を行います。 〔◎農政部・JA ○農業者〕	実施	継続	→	
ウ) 循環型農業の推進	公共工事から出る泥炭や家庭から排出された枝・葉・草を活用した堆肥化したもの等の有機性廃棄物、耕畜連携など農業に由来する有機物の利用を進め、循環型農業を推進します。 〔◎農政部 ○環) 環境事業部 ○農業者・JA〕	実施	継続	→	
エ) 安全な畜産物の生産と畜産業の振興	関係機関と連携し、家畜防疫対策の充実、強化を図ります。 〔◎農政部・北海道石狩家畜保健衛生所 ○農業者・JA〕	実施	継続	→	
オ) 鳥獣被害防止対策の実施	鳥獣による農業被害を軽減するため、被害防止対策を実施します。 〔◎農政部・JA ○農業者 ○環) 環境都市推進部〕	実施	継続	→	

- ・ア(修正) さっぽろとれたてっこ制度の変更に伴う修正。とれたてっこ制度は札幌市農業振興協議会の取組であることから、役割分担に追加する。
- ・ウ(修正) 語句の修正
- ・エ(追加) 家畜防疫対策は北海道石狩家畜保健衛生所が主体となって実施しているため役割分担に追加する。
- ・オ(新規) これまでも取り組んできたが、重要な取組の一つであることから追加する。

【施策③】地産地消による流通拡大支援

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 札幌産農産物の販路確保	市内の直売所における販売や学校給食での利用等、効率的、効果的な流通、販売の取組を推進します。 〔◎農政部 ○農業者・JA・企業 ○教育委員会〕	実施		継続	→
イ) 市内食関連産業等との交流促進	農業者と食関連事業者や流通事業者との情報交換・交流を促進し、札幌産農産物の市内流通量の増加や付加価値の高い特長ある食品開発のきっかけづくりに取り組みます。 〔◎農政部 ○農業者・JA・企業 ○経) 国際経済戦略室〕	実施	継続	→	

※20 実需者：食品製造業、飲食店、小売店等、食に関わる事業者

II (2) 施策

【施策】地域の特性を活かした農業の推進

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 農業者と関係者の連携情報を収集	地域内のイベントにおける農産物の販売や地域内の飲食店等における農産物の活用など、地域内の情報を収集します。 〔◎農政部・農業者 ○JA・企業 ○区)市民部・区)保健福祉部 ☆市民〕		検討	継続	→
イ) 農業交流関連施設の開設の促進等	農業交流関連施設の開設の促進や、観光農園、体験農園等と関連機関等との連携を視野に入れた活動を推進します。 〔◎農政部・農業者 ○札幌市農業再生協議会・JA ○NPO・市民団体・企業〕		実施	継続	→
ウ) 農業者による地区ごとの取組の推進	地域の特色ある地域資源を活用し、農業者が、農業者同士、農業団体、市民等と連携して行う、地区ごとの様々な取組を推進します。 〔◎農政部・農業者・林業者 ○市民・企業〕		実施	継続	→

・ イ (修正) ビジョン本文と合わせ、取組の一つである農業交流関連施設について明記する。食料産業・6次産業化交付金事業において、札幌市農業再生協議会が市町村戦略に基づき審査を行うことから、役割分担に追加する。

・ ウ (新規) II (2)のうち、アトイに当たはまらない取組が始まったことから、新たにウとして追加する。

III 施策①～③

【施策①】市民の農的体験活動の推進

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) 市民が農的活動に取り組むための学習機会の創出	サッポロさとらんどを中心として、市民の農的活動を促すための学習や研修の他、地域の食文化を学ぶ機会を提供します。 〔◎農政部 ○農業者・JA ○NPO・市民団体・企業 ☆市民〕		実施	継続	→
イ) 子どもたちの食農教育の場の創出	関係機関との連携により、子どもや若い世代の親など、次世代を担う市民に札幌市の農業を理解してもらうため、食や農業について学ぶ機会を提供します。 〔◎農政部 ○保)保健所・区)保健福祉部 ○子)子育て支援部・教育委員会 ○農業者・JA ○NPO・市民団体・企業 ☆市民〕		実施	継続	→
ウ) 農業活動をサポートする人材の育成	市民農業講座の運営を通じて、市民の農業活動等をサポートする「農業応援団」を育成します。 〔◎農政部 ○農業者・JA ○NPO・市民団体・企業 ☆市民〕		実施	継続	→
エ) 農的活動実施に向けた情報収集	市民の農的活動を推進していくため、NPOや市民団体の活動情報を収集します。 〔◎農政部 ○農業者 ○NPO・市民団体〕	検討	実施	継続	→

・ア (修正) 農的活動は、さとらんど以外でも実施されていることから、「中心として」を追加する。

【施策②】市民と農業者の交流機会の創出

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
農業とのふれあい促進	サッポロさとらんどを拠点として、農業体験や農業者との交流など、市民の農業を理解する機会を増やします。 〔◎農政部 ○農業者・JA ○NPO・市民団体・企業 ☆市民〕		実施	継続	→

【施策③】農業者、関係機関、消費者の相互理解の促進

取組	取組内容 (役割分担: ◎実施主体、○連携、☆参加・応援)	前期取組状況		後期取組スケジュール	
		H28	R2	R3	R7
ア) さっぽろ農業の周知活動	広報誌やパンフレット、ホームページなどを活用して、旬の地場野菜や安全性、食べ方などの情報発信を行います。 〔◎農政部 ○保) 保健所・区) 保健福祉部 ○農業者・JA ○NPO・市民団体・企業 ☆市民〕		実施	継続	→
イ) イベントを通じた食と農への理解促進	サッポロさとらんどのイベントなどを通じて、札幌農業や食への関心を高める取組を進めます。 〔◎農政部 ○農業者・JA ○NPO・市民団体・企業 ☆市民〕		実施	継続	→

第6

ビジョンの進行管理

ビジョンを着実に推進していくため、後期も引き続き PDCA サイクル^{※21}の考え方に基づいて、毎年度、施策実施による成果の達成状況を確認し、懇話会において意見交換した結果を次年度の施策の推進や改善に反映させていく。

また、達成状況及び懇話会の議事録等は、市民の農業への理解がより深まるよう、札幌市公式ホームページで公表する。

※21 PDCA サイクル：Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

1 札幌の農業の推移

(1) 札幌の農業

札幌の農業は、北東の平野部を中心として、清田区、南区の山間丘陵地帯、手稲区の砂質土地帯など、それぞれの立地条件に合わせた多種多様な品目が生産されている（図7-1参照）。平成30年の札幌の農業産出額は36億7千万円で、野菜の産出額は全体の約7割（図7-2 橙色）を占め、札幌の農業の根幹を成している。特に生産量の多い野菜は、タマネギ、レタス、ホウレンソウ、コマツナなどである。

北海道や石狩振興局と比べて果実・花きの割合も高く、野菜や花きなどの集約的^{※22}な栽培を中心する農業となっており、市民に対する新鮮かつ良質な農産物の供給という重要な役割を果たしている。

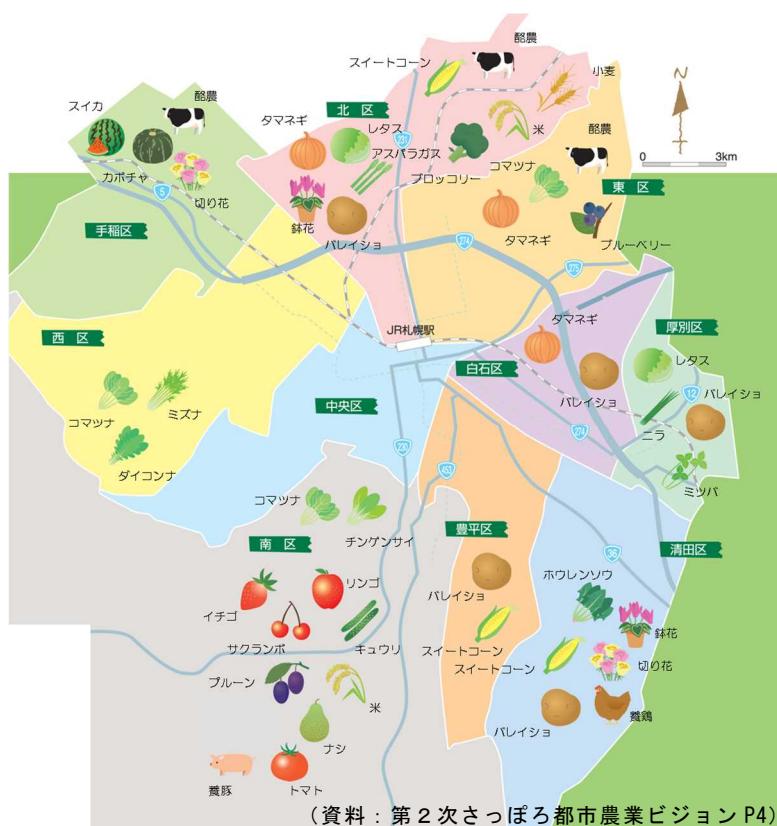
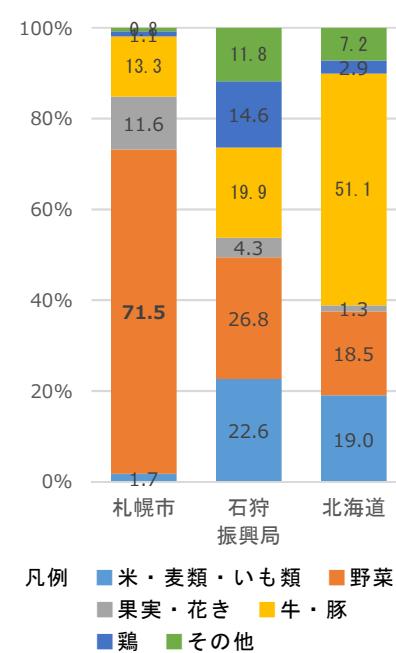


図7-1 区別の主な農産物



（資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」から割合を算出）

図7-2 品目ごとの農業産出額（推計）の割合（平成30年）

■札幌の農業産出額の主な内訳（平成30年推計）

単位：千万円

米・麦類・いも類	野菜	果実・花き	牛・豚	鶏
6	253	41	47	4

（資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」）

※22 集約的（集約農業）：単位面積あたりに投下される労働、資本の集約度合の高い農業形態（労働集約型）のこと。

(2) 販売金額規模別にみた農家の構成

販売金額規模別にみた札幌の農家の構成（図7-3参照）をみると、販売金額が300万円未満の小規模農家は年々減少傾向ではあるが、令和2年調査においてもなお6割強を占めている。地域的には、石狩管内が3割弱、北海道が2割弱であり、札幌は北海道の中でも小規模農家が多い。

一方で、3,000万円以上の大規模な農家の割合も増えている。

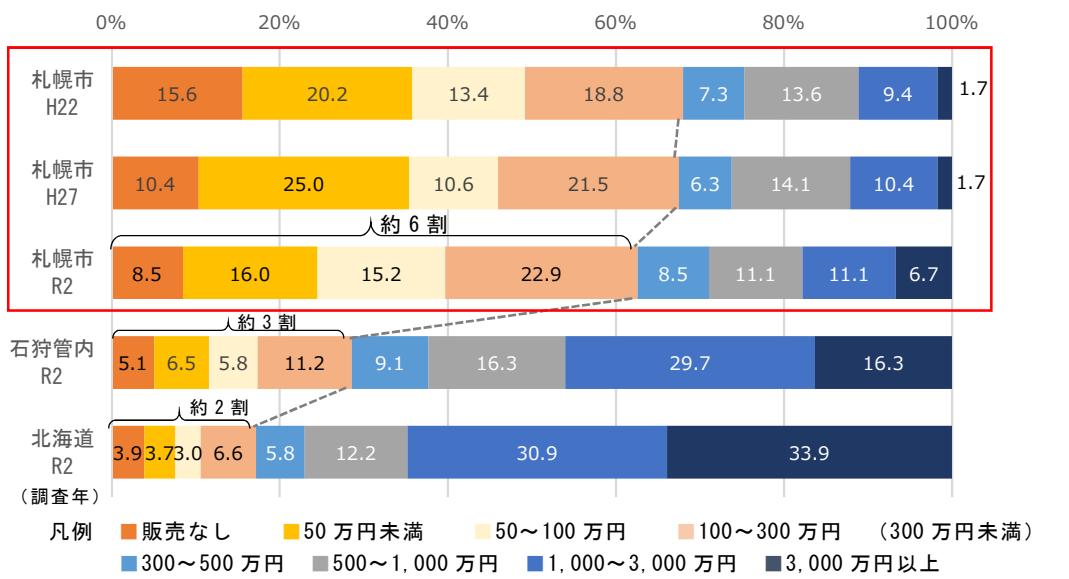


図7-3 農産物販売金額規模別農家数の構成の推移（販売農家）

(3) 主業経営体と副業的経営体の割合

農家を主副業別（図7-4参照）にみると、令和2年調査では主業経営体^{※23}及び準主業経営体^{※24}の割合の計は49.7%、副業的経営体^{※25}は50.3%でその割合は平成22年調査、平成27年調査とほとんど変わっておらず、副業的農家が半数にのぼる。

石狩管内の主業農家及び準主業農家の割合の計は67.3%、北海道は74.5%と札幌と比べて高い割合となっている。

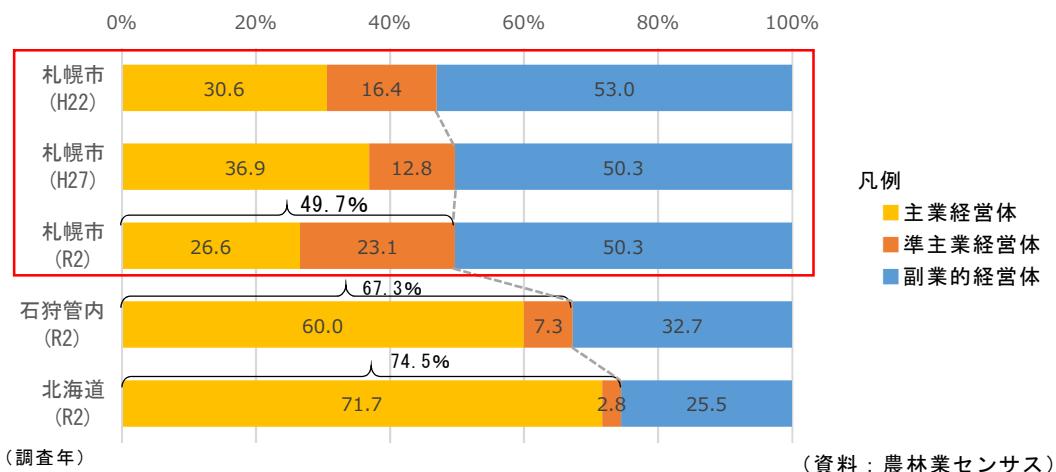


図7-4 主業経営体と副業的経営体の割合

(1)から(3)のように、札幌は小規模農家や副業的経営体が多い都市型農業だが、農家の総数は大きく減少しており、農業の担い手の育成及び確保が今まで以上に重要なとなっている。

(4) 遊休農地面積

遊休農地は、面積や日照、水はけなどにおいて他の農地に比べ条件の悪いところが多いいため、解消が困難な状況が続いている。関係各所との連携強化を図りながら、取り組む必要がある。

現状 (令和3年3月時点)	遊休農地面積 (A)	農地面積 (B)	遊休農地が占める割合 (A/B×100)
	111ha	2,681ha	4.1%

(資料：令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画)

※23 主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

※24 準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

※25 副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

(5) 農業生産関連事業を行っている経営体数

令和2年調査の小売業^{※26}を除く農業生産関連事業^{※27}（図7-5参照）は52件で、平成27年調査の60件から8件（▲13.3%）減少しているが、経営体数に対する割合に換算すると、折れ線グラフ（茶色）のように3.3%増加している。

取組別では、令和2年調査の農産物加工（水色）は20経営体で平成27年調査より5経営体増加し、海外への輸出（青色）も1経営体増加している。

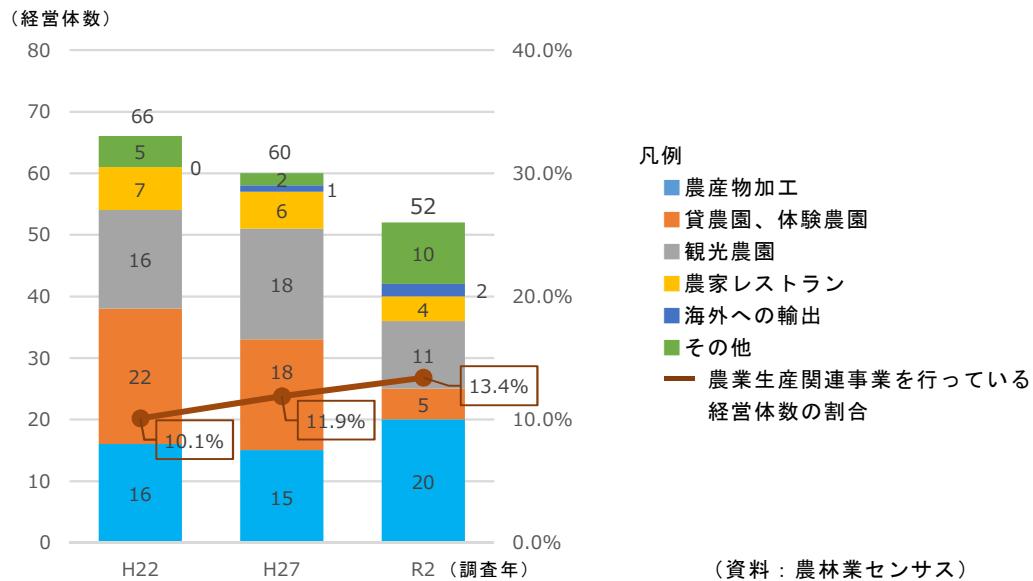
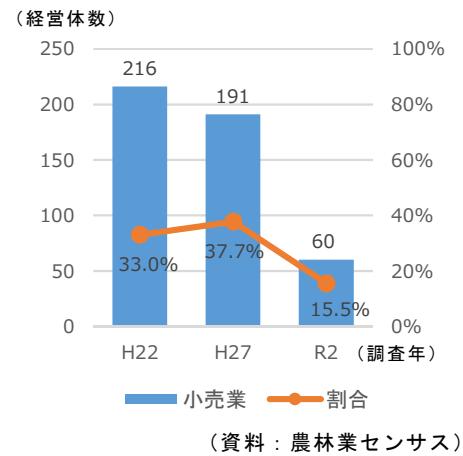


図7-5 農業生産関連事業を行っている経営体

「小売業」は農業生産関連事業のうち最も経営体数が多く、札幌の農業において重要な取組の一つとなっている。

しかし、令和2年調査で「消費者に直接販売」から「小売業」へ変更となり、「自らが経営に参加していない直売所等は含まない」と条件が追加され、過去の数値との比較ができなくなったことから、小売業を図7-5から切り離し、図7-6とした。



【参考】図7-6 小売業を行っている経営体

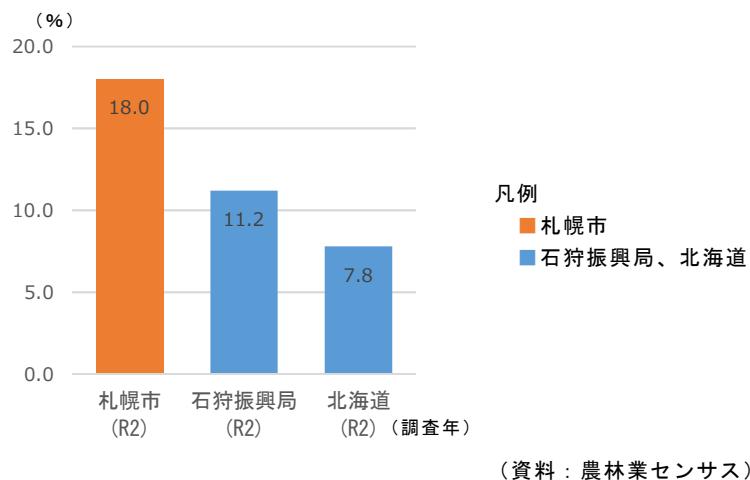
※26 小売業：自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。なお、自らが経営に参加していない直売所等は含まない。

※27 農業生産関連事業：「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」等の農業生産に関連した事業をいう。

(6) 有機農業に取り組む経営体の割合

図7-7のとおり、札幌の有機農業^{※28}に取り組む経営体の割合は18.0%で、北海道や石狩振興局よりも高い。

引き続き、環境に配慮した農業を進めることにより、市民により安全・安心な農産物を提供するなど、市民の信頼を高めるとともに地産地消を推進する必要がある。



(資料：農林業センサス)

図7-7 有機農業に取り組む経営体の割合

※28 有機農業：化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のこと
で、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。また、自然農法に取り組んでいる場合や有
機JASの認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組み換え
技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。

2 市民意識調査（平成 27 年度調査と令和 2 年度調査の比較）

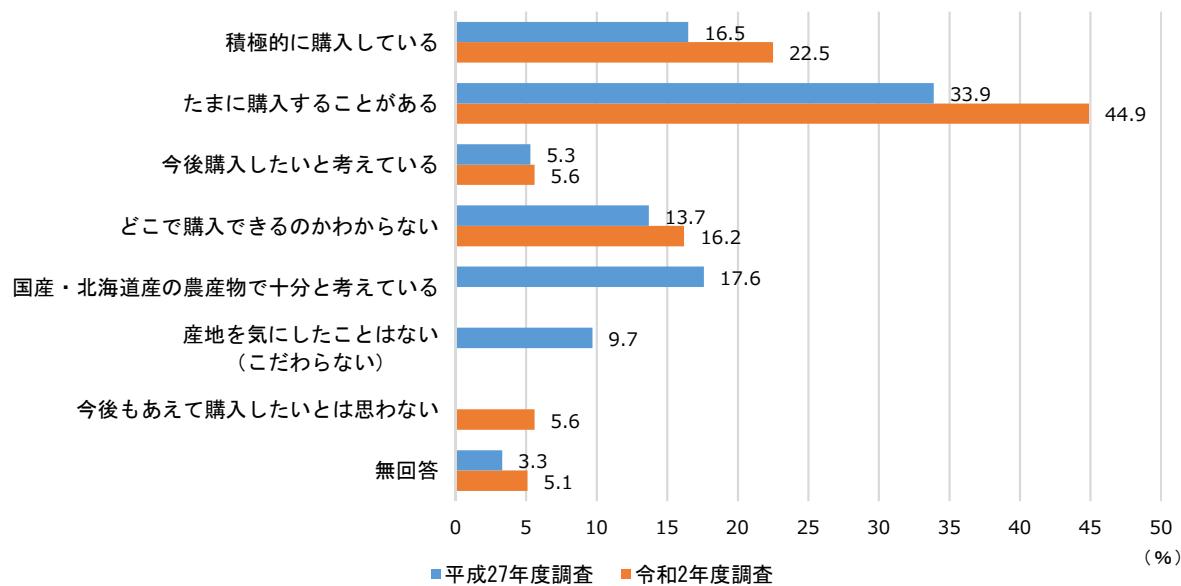


図 7-8 札幌産農産物の購入状況及び購入意欲について

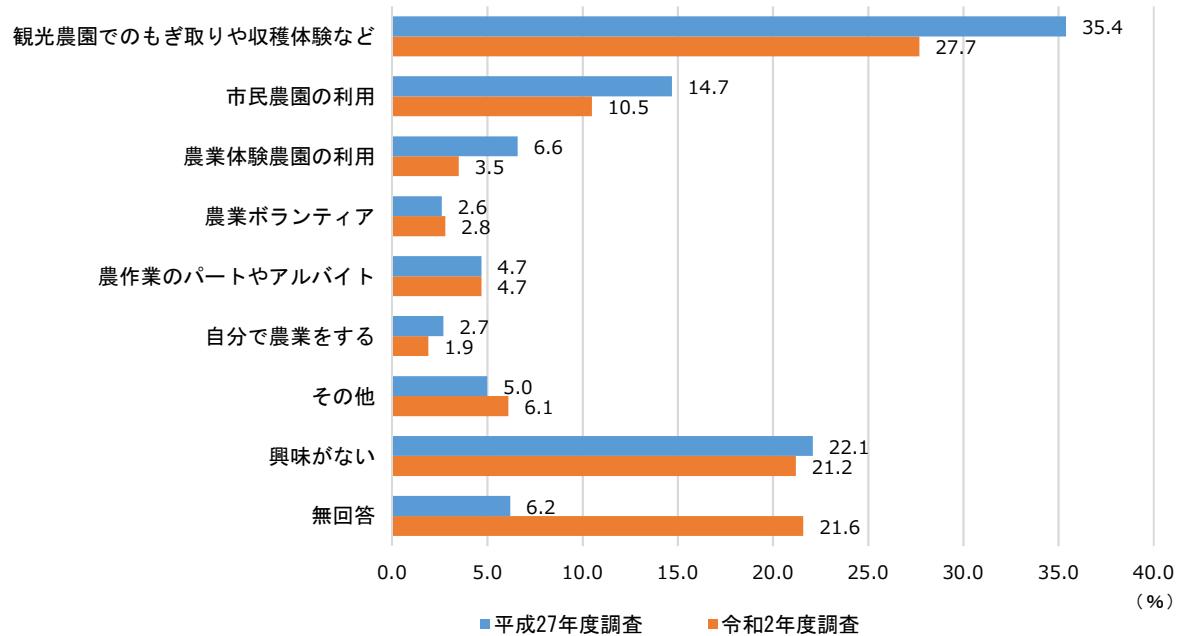


図 7-9 今後、農業に関わるとしたら、どのような形で関わりたいと思うか

3 国の動向

(1) 食料・農業・農村基本計画

食料・農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため食料・農業・農村基本法第15条に基づき国が定める食料・農業・農村基本計画が令和2年3月に見直された。これまで、地域の中心経営体である担い手への農地集積と、そのための支援が施策の中心であったが、新たに、中小規模の経営体や農業を副業的に営む経営体（半農半X等）が「地域を支える農業経営体」として明記された。

また、「農業の持続性の確保等を図るに当たっては、農業・農村をめぐる状況や課題を国民共通の課題と捉え」ことが重要だとして、「消費者と食・農とのつながりの深化」が掲げられた。特に消費者が集中する札幌においては、今後の都市農業の在り方を考えるうえで重要な項目となってくる。

講すべき施策としては、引き続き「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」等が掲げられており、その中でも「農業の持続的な発展」には、農地集積・集約化と農地の確保（人・農地プランの実質化及び農地中間管理機構のフル稼働等）や農業生産・流通現場のイノベーションの促進（スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等）、環境政策の推進（有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等）が記されており、これまでの施策の推進だけでなく新たな取組についても検討していく必要がある。

(2) 都市農業振興基本法に関連する制度改正等

都市農業の安定的な継続を図ることなどを目的として平成27年4月、「都市農業振興基本法」（法律第14号）が成立した。平成28年5月に同法に基づき閣議決定された都市農業振興基本計画では、従来、「宅地化されるべきもの」とされていた都市農地^{※29}の位置付けが、都市に「あるべきもの」へと大きく変わった。

平成30年4月までに改正された「生産緑地法」（昭和49年法律第68号）により、生産緑地地区^{※30}の下限面積が300m²まで引き下げることが可能となり、併せて隣接する複数の農地を一団の農地^{※31}として地区に指定できるようになった。

※29 **都市農地**：都市農業とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業であり、都市農業が行われている農地を都市農地という。ビジョンでは、主に市街化調整区域を対象に都市農業と呼んでおり、法律と考え方が異なっている。

※30 **生産緑地地区**：札幌市では実績がない制度だが、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500m²以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度。

※31 **一団の農地**：山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適當と考えられる。

また、買取申出が可能となる時期が 10 年間延期される特定生産緑地制度が新設され、直売所や農家レストラン等を生産緑地地区内に設置できるようになった。

同様に、令和元年 9 月、「農業振興地域の整備に関する法律施行令」（昭和 44 年政令第 254 号）改正においても、農用地区域内に農家レストランを設置することができるようになった。

このように、都市農業振興基本法の成立を受けて法改正が進み、より安定的な都市農業の保全につながることが期待されている。市においても、これまで以上に都市部に残る農地の在り方、活用について検討を進めていくことが求められている。

編集・発行 札幌市経済観光局農政部
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目¹
TEL(011)211-2406 FAX(011)218-5132
市政等資料番号 01-H04-21-1982

